

ギャンブル等依存症対策推進基本計画

令和7年3月21日

この計画は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）第 12 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目次

はじめに	1
------	---

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症対策の現状	2
1 ギャンブル等依存症対策の対象	
2 ギャンブル等依存症の現状	
3 これまでの政府の取組	
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等	2
1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援	
2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮	
3 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮	
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項	3
1 推進体制	
2 位置付けと基本計画の変更の検討	
3 基本的考え方	
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について	4
1 ギャンブル等依存症問題啓発週間の実施	
2 都道府県における推進計画の策定	

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係	
I-1 競馬における取組【農林水産省】	
第1 競馬における広告・宣伝の在り方	
1 指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	6
2 普及啓発の推進	7
第2 競馬におけるアクセス制限等	
1 競馬場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等	8
2 競馬場等における20歳未満の者の購入禁止の徹底等	10
3 インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等	11
第3 競馬における相談・治療につなげる取組	

1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	13
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	14
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	15
第4	競馬における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	16
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	17
I-2	競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】	
第1	競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方	
1	指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	18
2	普及啓発の推進	19
第2	競輪・オートレースにおけるアクセス制限等	
1	競輪場・オートレース場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等	20
2	競輪場・オートレース場等における20歳未満の者の購入禁止の徹底	22
3	インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等	23
第3	競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	25
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	26
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	27
第4	競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	28
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	29
I-3	モーターボート競走における取組【国土交通省】	
第1	モーターボート競走における広告・宣伝の在り方	
1	指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	30
2	普及啓発の推進	31
第2	モーターボート競走におけるアクセス制限等	
1	競走場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等	33
2	競走場等における20歳未満の者の購入禁止の徹底等	35
3	インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等	36
第3	モーターボート競走における相談・治療につなげる取組	

1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	38
2	ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化	39
3	セルフチェックツールの普及等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	41
第4	モーターボート競走における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化	42
2	ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化	43
I-4	ぱちんこにおける取組【警察庁】	
第1	ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制	44
2	普及啓発の推進	45
第2	ぱちんこにおけるアクセス制限等	
1	自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化	46
2	入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施	48
第3	ぱちんこにおける施設内の取組	
1	ぱちんこ営業所のATM等の撤去等	49
2	出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入	50
第4	ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援	51
2	依存問題の相談拠点や依存症専門医療機関等の紹介	52
3	リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談体制の強化及び機能拡充のための支援	53
第5	ぱちんこにおける依存症対策の体制整備	
1	「安心パチンコ・パチスロードバイザー」による依存防止対策の強化	54
2	ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進	55
3	業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用	56
4	第三者機関(一般社団法人遊技産業健全化推進機構)による依存防止対策の立入調査	57
5	ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善	58
6	地域連携の強化	59
II	予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
1	ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の実施【内閣官房】	60
2	依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】	61
3	ギャンブル等依存症に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】	63
4	地域における普及啓発の支援【消費者庁】	64
5	青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】	65

6	学校教育における指導の充実【文部科学省】	67
7	各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】	68
8	金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】	69
9	職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】	71

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第 16～21 条関係

第 1	各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進【内閣官房・厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第 20 条関係	73
第 2	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】	77
第 3	相談支援・治療支援：基本法第 16・17 条関係	
1	都道府県・政令指定都市における相談体制の充実【厚生労働省・総務省】	78
2	ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】	80
3	女性相談支援員、児童相談所職員、こども家庭センター職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャー等の適切な支援【厚生労働省・こども家庭庁・総務省】	83
4	消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】	85
5	多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】	86
6	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務省】	87
7	日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進【法務省】	88
8	全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】	89
第 4	民間団体支援：基本法第 19 条関係	
1	自助グループを始めとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援【厚生労働省・総務省】	91
2	自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）	92
第 5	社会復帰支援：基本法第 18 条関係	
1	就労支援に関わる者のギャンブル等依存症の知識及び対応能力の向上【厚生労働省・総務省】	93
2	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】	94
3	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】	95
4	受刑者に対する就労支援の充実【法務省】	96

5	保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】	97
第6	人材の確保：基本法第21条関係	
1	ギャンブル等依存症の初期対応を行うことができる医師を養成するための医師臨床研修の実施【厚生労働省】	98
2	医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】	99
3	保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】	100
4	ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】	101
5	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】	102
6	ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】	103
IV	調査研究・実態調査：基本法第22・23条関係	
1	精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】	104
2	児童虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【こども家庭庁】	105
3	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】	106
4	海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】	107
5	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省・国土交通省】	108
6	ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】	109
7	リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるばちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】	110
V	多重債務問題等への取組	
1	貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】	111
2	ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】	112
3	宝くじにおける自主的な取組の推進【総務省】	113
VI	オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組	
1	オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】	114
2	オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育【警察庁・消費者庁・	

こども家庭庁・総務省・文部科学省】	115
3 オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の推進【総務省・厚生労働省】	117
4 オンラインカジノへの送金等を抑止するための事業者等への警告、要請等【警察庁・金融庁・経済産業省】	119

はじめに

我が国では、多くの人々が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合がある。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループ等の支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられていないという問題がかねて指摘されてきた。

また、国民全体がギャンブル等依存症に関する関心と理解を深め、その予防を図ることが重要である。

政府におけるギャンブル等依存症対策に関しては、平成 28 年 12 月に「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」を立ち上げ、関係行政機関が十分に連携し必要な対応を講じてきたところであるが、平成 30 年 7 月、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、ギャンブル等依存症対策基本法(平成 30 年法律第 74 号。以下「基本法」という。)が成立し、同年 10 月に施行された。

基本法は、ギャンブル等依存症対策に関し、国や地方公共団体、関係事業者、国民等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に対し、ギャンブル等依存症対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)の策定及び施策の推進を義務付けている。

そこで政府において平成 31 年 4 月 19 日に初めて基本法に基づく基本計画が策定され、これにより、ギャンブル等依存症対策は、新たな法的枠組みの下で、従前にも増してより強力に進められることになった。

その後、政府では、基本計画に定められた各種施策の取組を推進し、各都道府県における都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(以下「都道府県計画」という。)の策定や地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築を促し、依存症対策の基盤整備に努めたほか、関係事業者はギャンブル等依存症問題に関する広報啓発活動や相談・治療につなげる取組を実施するなどし、我が国におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に進めることができた。

基本法においては、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに基本法第 23 条の規定に基づく実態調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこととされている。

今般、令和 4 年 3 月に基本計画を変更してから約 3 年が経過したことから、令和 4 年に変更した基本計画(以下「令和 4 年基本計画」という。)を変更し、今後、政府においては、変更した基本計画(以下「本基本計画」という。)に基づき、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人を無くし、国民の健全な生活の確保等を図るため、地方公共団体や関係機関・団体、事業者等と密接に連携を図りつつ、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくこととする。

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症対策の現状

1 ギャンブル等依存症対策の対象

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義している。

本基本計画の「第二章 取り組むべき具体的施策」に掲げる「Ⅱ 予防教育・普及啓発」、「Ⅲ 依存症対策の基盤整備・様々な支援」及び「Ⅳ 調査研究・実態調査」は、その性質上、ギャンブル等の態様を問わず、取り組むべき施策である。

また、同章に掲げる「Ⅰ 関係事業者の取組」では、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。）に資する事業の実施という観点から、基本法第23条の規定に基づく実態調査や国会での議論等を踏まえ、競馬などの公営競技やぱちんこ等の実施に係る事業者を「関係事業者」として、その取組を対象としている。ただし、この対象については、今後、本基本計画に基づき実施される実態調査等を踏まえ、必要な見直しが行われ得るものである。

2 ギャンブル等依存症の現状

令和5年度、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが、精神保健医療領域における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況について、基本法第23条の規定に基づく調査を行った。同調査では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の1.7%と推計している（前回調査（令和2年度実施）における推計値との間に統計的に有意な差は見られなかった。）。また、当該令和5年度調査では、公営競技等でインターネットを使用した購入が過半数であり、また、新型コロナウイルス感染拡大前と比較して「インターネットを使ったギャンブルの利用が増えた」との回答が、ギャンブル等依存が疑われる者はそうでない者に比べて高いこと等が示された。

3 これまでの政府の取組

基本法の成立・施行以前においても、政府においては、次のような取組を講じていた。

- ・平成28年12月 「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」立ち上げ
- ・平成29年3月 「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」取りまとめ
- ・平成29年8月 「ギャンブル等依存症対策の強化について」取りまとめ

その後、平成30年に基本法が成立・施行され、平成31年4月に初めて基本計画を策定し、3年ごとに変更を加えつつ、基本計画に基づいて各種取組を講じてきたところである。また、基本計画に基づくこれまでの取組については、基本法の規定に基づき、達成状況の調査及びその公表を行ってきた。

Ⅱ ギャンブル等依存症対策の基本理念等

1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な

日常生活及び社会生活への支援

ギャンブル等依存症対策においては、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することが基本法の基本理念の一つとされている。

2 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮がなされることも、基本法の基本理念の一つとされている。

3 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、例えば、医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をすることとされている。

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

1 推進体制

平成30年10月、基本法の施行に伴い、同法第24条等の規定に基づき、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、内閣官房長官を本部長とし、関係する国務大臣を本部員とするギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を設置した。

政府においては、本部をギャンブル等依存症対策の司令塔として位置付け、本部長のリーダーシップの下、関係省庁が一体となって、基本計画案の作成及び実施を始めとする必要な施策を着実に推進していくものである。

また、基本法第32条等の規定に基づき、本部には、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者をメンバーとするギャンブル等依存症対策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）を設置している。

本部においては、基本法第25条第2項の規定に基づき、基本計画の案を作成しようとするとき及び施策の実施状況の評価の結果を取りまとめようとするときには、あらかじめ関係者会議の意見を聴き、施策を推進していくものである。

2 位置付けと基本計画の変更の検討

基本計画は、政府が講ずるギャンブル等依存症対策の最も基本的な計画として位置付けられるものである。また、基本計画は、基本法第12条第6項の規定に基づき、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには変更しなければならない。

3 基本的考え方

(1) PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

ギャンブル等依存症対策の目標は、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人を無くし、国民の健全な生活の確保等を図ることであり、対策の実効性を最大限に確保するためには、

徹底した PDCA サイクルにより計画的な取組を推進することが重要である。

このため、基本計画に定める施策の目標については、適時に、その達成状況を調査し、基本計画の進捗状況を把握するとともに、3年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態調査を行い、この調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえて、基本法に基づく依存症対策の対象も含め、基本計画の必要な見直しを不断に行うこととする。

(2) 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会、教育委員会、その他の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要である。

このため、本基本計画においては、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずることとする。

(3) 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要である。

このため、本基本計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進していく。

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

1 ギャンブル等依存症問題啓発週間の実施

基本法第10条は、国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、5月14日から20日までを、ギャンブル等依存症問題啓発週間（以下「啓発週間」という。）と定めている。

国及び地方公共団体においては、啓発週間において積極的に広報活動などの事業を行っていくよう努めるとともに、関係事業者においても、積極的に啓発週間の趣旨にふさわしい活動を実施するよう努めるものとする。

2 都道府県における推進計画の策定

基本法第13条において、都道府県は、都道府県計画を策定するよう努めなければならないとされている。

本基本計画は、政府としての基本的な取組を定める計画であるが、地域におけるギャンブル等依存症対策の着実な推進を図るためには、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組が重要である。

都道府県計画については、令和6年9月末時点で43の都道府県において既に策定されている。このように都道府県を中心とした地域としての一体的な取組は一定程度進んでいるが、都道府県計画を策定していない地域もあるため、政府においては、都道府県が地域の実情に応じ都道府県計画を策定及び変更できるよう、引き続き支援していくことが必要である。

また、都道府県においては、本基本計画を基本としつつ、当該地域の実情に即した都道府県計画を策定するよう努めるとともに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の関連する事項を定める計画と調和を保った上で、策定することが重要である。

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

I-1 競馬における取組【農林水産省】

第1 競馬における広告・宣伝の在り方

1 指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

【目標と具体的取組】

競馬主催者及びNARは、広告・宣伝に関する自主的な指針を適切に運用するとともに、販売委託先業者が同指針に基づき適切に広告・宣伝を実施するよう指導を徹底。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競馬の広告・宣伝については、「払戻し等の換金行為に関する表現」、「高額な払戻金や儲かることをイメージさせるような表現」、「著しく払戻金の獲得が容易であることを暗示する表現」、「勝馬投票券の的中または不的中を過度に強調する表現」等を用いないなど、射幸心をあおる内容にならないよう実施するとともに、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等に注意喚起標語を表示し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

令和4年基本計画においては、引き続きこれまでの取組を推進する一方、更なる対策の強化のため、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）及び地方競馬全国協会（以下「NAR」という。）が自主的な指針を策定・運用することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

全国公営競技施行者連絡協議会（以下「公連協」という。）が策定した「公営競技広告・宣伝指針」（令和4年3月）を踏まえ、令和4年度にJRA及びNARがそれぞれ自主的な広告・宣伝に関する指針を策定し更なる対策の強化が進んだことは評価できる。

引き続き、競馬主催者及びNARは、自主的な指針を適切に運用するとともに、販売委託先業者が同指針に基づき適切に広告・宣伝を実施するよう指導を徹底する。

【目標と具体的取組】

競馬主催者、NAR 及び全主協は、以下の取組を推進。

- 他の公営競技と連携しつつ、SNS 等インターネットを始め、各種媒体を効果的に活用。また、新たな注意喚起標語等も用いながらギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- ギャンブル等依存症対策の認知度を向上させるため、普及啓発の効果的な手法を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競馬主催者、NAR 及び全国公営競馬主催者協議会（以下「全主協」という。）において、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等へのギャンブル等依存症に関する注意喚起標語の表示、競馬場及び場外馬券売場の馬券発売機等への注意喚起標語ステッカーの掲示、競馬場内のビジョンによる注意喚起標語の放映や場内放送を活用した注意喚起を実施するなど、広く一般に注意喚起を行ってきた。

令和4年基本計画においては、これまでの取組を引き続き推進する一方で、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代を対象にギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むため、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化するとともに、他の公営競技とも連携した新たなポスターやチラシ等の作成を検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

各種媒体を通じた注意喚起や大学生向けセミナーの開催、啓発ポスターの作成など、啓発週間を始め年間を通じて各種取組を行うとともに、SNS 等インターネットを活用した普及啓発活動に取り組んだ。また、公連協においてギャンブル等依存症の注意喚起を図る目的で、新たな注意喚起標語を策定するなど、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及を効果的に行ったものと評価できる。

引き続き、これまでの取組を推進するとともに、他の公営競技と連携しつつ、特に SNS 等インターネットを活用したギャンブル等依存症に関する知識の普及を行うとともに、公連協において新たに策定した注意喚起標語等を用いながらギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施する。

また、ギャンブル等依存症対策の認知度等を向上させるため、普及啓発の効果的手法を検討する。

第2 競馬におけるアクセス制限等

1 競馬場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等

【目標と具体的取組】

競馬主催者は、警備員等の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限を着実に実施。

競馬主催者及びNARは、以下の取組を推進。

- アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的に周知。
- 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。
- アクセス制限制度について、利便性向上のための手法を検討。
- 今後の技術の進展等も踏まえ、入場制限者等をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する情報収集を行い、競馬場等での適切な入場制限の手法について検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症である者等が馬券購入をやめることを望む場合又はその家族が馬券購入をやめさせることを望む場合に、競馬主催者は競馬場及び場外馬券売場への入場制限を実施し、併せて対応マニュアルの整備や警備員等に対する教育・指導の徹底等を実施してきた。

令和4年基本計画においては、引き続き、アクセス制限制度の積極的な周知や警備員の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施するとともに、入場制限者等をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する調査を行うこととした。また、競馬場及び場外馬券売場のATMについて、令和5年度末までに全て撤去することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競馬場等への入場制限については、競馬主催者による対応マニュアルの整備や警備員等に対する教育・指導の徹底、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置・巡回の強化等により対応している。

また、入場制限者等を特定するための実証実験を実施し、より効率的かつ低コストで特定するための技術の導入が検討されたこと、競馬場及び場外馬券売場のATMについて、令和4年度末までに全て撤去したことは評価できる。

一方、個人認証システムについては、現時点では、競馬場等の入場者に対して利用するには精度等の面で実用レベルの技術には至っていない状況である。

引き続き、競馬主催者は警備員の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施する。

また、競馬主催者及びNARは、引き続きアクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的な周知を行うとともに、都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）に設置された相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積

極的に紹介してもらするなど連携を強化する。さらに、アクセス制限制度について、利便性向上のための手法を検討する。

くわえて、今後の技術や個人情報の取扱いに係る社会的理解の進展等も踏まえ、入場制限者等をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する情報収集を行い、競馬場等での適切な入場制限の手法について検討を行う。

2 競馬場等における 20 歳未満の者の購入禁止の徹底等

【目標と具体的取組】

- 競馬主催者は、警備員等の配置・巡回等による 20 歳未満の者の購入禁止を徹底。
- 競馬主催者及び NAR は、今後の技術の進展等も踏まえ、20 歳未満の者をより効率的かつ低コストで特定するための技術の情報収集を行い、警備員の巡回等、他の手法との比較も含めて有効な手法について検討。

(1) 令和 4 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

20 歳未満と思われる者に対しては、20 歳未満の者への対応要領等を競馬場及び場外馬券売場に配布し、警備員等に対する教育・指導を徹底した上で、警備員等による声掛け及び年齢確認や入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置・巡回強化を行い、20 歳未満の者による馬券の購入及び 20 歳未満の者のみによる場外馬券売場への入場を防止してきた。

また、競馬主催者及び NAR において、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等への 20 歳未満の者の馬券購入が禁止されている旨などの注意喚起標語の表示、競馬場及び場外馬券売場の馬券発売機等への注意喚起標語ステッカーの掲示、競馬場内のビジョンによる注意喚起標語の放映や場内放送を活用した注意喚起を実施するなど、広く一般に注意喚起を行ってきた。

令和 4 年基本計画においては、引き続き、警備員等の配置・巡回等による 20 歳未満の者の購入禁止を着実に実施するとともに、20 歳未満の者をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する調査を行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

各種媒体による注意喚起や警備員等による声掛け及び年齢確認により、20 歳未満の者の購入禁止に係る取組の強化が進められたことや、20 歳未満の者を特定するための個人認証システムの実証実験を実施し、より効率的かつ低コストで特定するための技術の導入が検討されたことは評価できる。

一方、個人認証システムについては、現時点では、20 歳未満の者の判定に利用するには精度等の面で課題があり、実用レベルには至っていない状況である。

引き続き、警備員の配置・巡回等による 20 歳未満の者の購入禁止を着実に実施するとともに、20 歳未満の者をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する情報収集を行い、警備員の巡回等、他の手法との比較も含めて有効な手法について検討を行う。

3 インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等

【目標と具体的取組】

競馬主催者、NAR 及び販売委託先業者は、以下の取組を推進。

- インターネット投票におけるアクセス制限制度及び購入限度額設定の活用を促進するとともに、今後、インターネット投票データを分析し、効果的なギャンブル等依存症対策を検討。
- アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的に周知。
- 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。
- アクセス制限制度等について、オンラインでの申請受付など利便性向上のための手法を検討。
- クレジットカード等を利用した後払い決済の在り方を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

インターネット投票におけるアクセス制限については、競馬主催者及び販売委託先業者がギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づく利用停止措置や本人が望む場合に購入限度額を設定する措置を運用しており、インターネット投票のログイン画面においては、ギャンブル等依存症に関する注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲載してきた。

令和4年基本計画においては、これまでの取組を引き続き推進する一方で、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について検討を行い、令和6年度までを目指して導入することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

インターネット投票におけるアクセス制限については、競馬主催者及び販売委託先業者がギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づく利用停止措置や本人が望む場合に購入限度額を設定する措置を運用しており、また、インターネット投票利用者に対し、視覚的に訴えるため、インターネット投票のログイン画面等において流れる文字で警告する表示方法を新たに導入し、効果的な注意喚起を行ったことは評価できる。

近年売上げの8、9割がインターネット投票となっている状況も踏まえ、競馬主催者、NAR 及び販売委託先業者は、引き続き、インターネット投票におけるアクセス制限制度等の活用を促進するとともに、今後、インターネット投票データを分析し、効果的なギャンブル等依存症対策を検討する。

また、引き続きアクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的な周知を行うとともに、都道府県等に設置された相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化する。さらに、アクセス制限制度

等について、オンラインでの申請受付など利便性向上のための手法を検討する。
また、クレジットカード等を利用した後払い決済の在り方を検討する。

第3 競馬における相談・治療につなげる取組

1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援

【目標と具体的取組】

競馬主催者及び全主協は、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループを始めとする民間団体等が支援を受けられるよう補助事業の周知を図るとともに、必要に応じて支援内容等の見直しを実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援については、ギャンブル等依存症の要因が複合的であること等を踏まえ、業界ごとの支援ではなく、公営競技でまとまって支援を検討・実施することが効率的と考えられるため、公連協において、各公営競技の売上金の一部を活用し、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む事業に対して支援を行ってきた。

令和4年基本計画においては、引き続き、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループを始めとする民間団体等が支援を受けられるよう補助事業の周知を図るとともに、必要に応じて支援内容等の見直しを行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援については、他の公営競技と連携し、補助事業の周知を行うことに加え、必要に応じて公募期間の延長を行い、継続的に支援事業を実施していることは評価できる。

引き続き、利用の拡大につながるよう、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループを始めとする民間団体等が支援を受けられるよう補助事業の周知を図るとともに、必要に応じて支援内容等の見直しを行う。

2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化

【目標と具体的取組】

競馬主催者、NAR 及び全主協は、以下の取組を推進。

- 相談窓口の積極的な周知を図るとともに、利便性向上のため電話以外の手法も検討。また、知識を有する人材の確保・養成等を図るため、ギャンブル等依存症に関する研修等について、内容の充実を図り継続して実施。
- 各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

公連協において、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター（以下「公営競技カウンセリングセンター」という。）を設置し、競馬場及び場外馬券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等を通じて相談窓口の周知を図っている。

令和4年基本計画においては、引き続き、相談窓口を積極的に周知するとともに、知識を有する人材の確保・養成等を図るため、ギャンブル等依存症に関する研修等について、内容の充実を図りつつ継続して実施することとした。また、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用を検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

様々な媒体を通じて相談窓口の周知を図るとともに、関係者に対する研修を実施しているほか、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図っており、相談体制の強化が図られたと評価できる。

引き続き、相談窓口の積極的な周知を図るとともに、利便性向上のため電話以外の手法も検討する。また、知識を有する人材の確保・養成等を図るため、ギャンブル等依存症に関する研修等について、内容の充実を図りつつ継続して実施する。

さらに、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用の検討を行う。

【目標と具体的取組】

競馬主催者及び全主協は、以下の取組を推進。

- 他の公営競技等と連携し、セルフチェックツールの周知を図るほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。
- セルフチェックツールからアクセス制限制度につなげる仕組みの検討に着手。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症に係る注意喚起については、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告などの様々な媒体において実施し、その周知に努めてきたところである。

令和4年基本計画において、これまでの取組を引き続き推進するとともに、競馬主催者及び全主協は、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）のための年間を通じた普及啓発活動に加え、啓発週間に合わせた依存症注意喚起等のポスターを作成・掲示するほか、大学生・新社会人等を対象としたセミナーを開催することとした。

また、ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールが幅広く活用されるよう周知を図るとともに、効果検証を行い、必要に応じて改善することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入の取組については、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）のため、啓発週間を含む年間を通じての注意喚起や普及啓発を行った。また、自己診断によりギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールを運用するとともに、収集されたデータを集計したことから取組の強化が図られていると評価できる。

引き続き、セルフチェックツールが幅広く活用されるよう、他の公営競技や自治体等と連携し周知を図るとともに、効果検証を行い、必要に応じて改善していく。また、セルフチェックツールからアクセス制限制度につなげる仕組みの検討に着手する。

なお、今後セルフチェックツールにおいては、ギャンブル問題の自記式スクリーニングテストである Problem Gambling Severity Index（以下「PGSI」という。）を用いることを検討する。

第4 競馬における依存症対策の体制整備

1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化

【目標と具体的取組】

競馬主催者、NAR 及び全主協は、研修の実施を通じて、ギャンブル等依存症対策に関する十分な知識を有する人材の確保・養成等に努め、依存症対策実施体制を強化。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競馬主催者、NAR 及び全主協は、ギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医を講師として招き、各競馬主催者の従業員、販売委託先業者等に対する研修を実施している。当該研修の内容については、研修に参加できなかった役職員や競馬場等の従業員等にも周知してきた。

JRA では、全役職員に対する e ラーニングによるギャンブル等依存症対策に関する研修を実施するとともに、職員向けのお客様への対応マニュアルを策定してきた。

地方競馬においては、NAR 及び全主協において、役職員や競馬場等の従業員等への依存症に係る教育を実施するとともに、依存症対応の責任者の設置やお客様対応方法を規定した「地方競馬依存症相談窓口対応マニュアル例」を作成し、各地方競馬主催者はこれに基づき各々対応マニュアルを策定してきた。

令和4年基本計画においては、引き続き、役職員や競馬場等の従業員等に対する研修の実施を通じて、ギャンブル等依存症対策に関する十分な知識を有する人材の確保・養成等に努め、依存症対策実施体制の強化を図ることとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

役職員や競馬場等の従業員等に対するギャンブル等依存症対策に関する研修を実施するとともに、職員向けのお客様への対応マニュアルを活用するなど、関係者の知識及び意識向上が図られたものと評価できる。

引き続き、役職員や競馬場等の従業員等や販売委託先業者等への研修を実施し、ギャンブル等依存症対策に関する十分な知識を有する人材の確保・養成等に努め、依存症対策実施体制の強化を図る。

2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化

【目標と具体的取組】

競馬主催者及びNARは、規程に基づくギャンブル等依存症対策を着実に実施するとともに、規程について検証を行い、必要に応じて改善。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

JRA及びNARは、ギャンブル等依存症対策に係る規程を策定しており、令和4年基本計画においては、競馬主催者及びNARは、引き続き、当該規程に基づくギャンブル等依存症対策を効果的、効率的かつ実効性を持って着実に実施するとともに、当該規程について適宜検証を行いつつ必要に応じて改善することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競馬主催者及びNARは、上記規程に基づくギャンブル等依存症対策を効果的、効率的かつ実効性を持って行う等、着実に取組が実施されたと評価できる。

引き続き、競馬主催者及びNARは、当該規程に基づくギャンブル等依存症対策を着実に実施するとともに、当該規程の内容について検証を行いつつ、必要に応じて改善する。

I-2 競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】

第1 競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方

1 指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

【目標と具体的取組】

競輪については JKA 及び全輪協が、オートレースについては JKA 及び全動協が、それぞれ広告・宣伝に関する自主的な指針を適切に運用。また、販売委託先業者も含む関係者を対象とした研修等を通じて周知徹底するとともに、過度に射幸心をあおられると思われる表現等があった場合には速やかに対応するなど実効性ある運用を実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪・オートレースの広告・宣伝については、「払戻し等の換金行為に関する表現」、「高額な払戻金や儲かることをイメージさせるような表現」、「著しく払戻金の獲得が容易であることを暗示する表現」、「車券の的中または不的中を過度に強調する表現」等を用いないなど、射幸心をあおる内容にならないよう実施するとともに、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等各種広報媒体を通じてギャンブル等依存症の注意喚起標語を表示し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

令和4年基本計画においては、更なる対策の強化のため、競輪については振興法人である公益財団法人 JKA（以下「JKA」という。）及び公益社団法人全国競輪施行者協議会（以下「全輪協」という。）が、オートレースについては JKA 及び全国小型自動車競走施行者協議会（以下「全動協」という。）が自主的な指針を策定し、運用することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

公連協が策定した広告・宣伝に関する指針を踏まえ、競輪・オートレースともに自主的な広告・宣伝指針を策定し（競輪：令和4年12月、オートレース：令和5年1月）、競輪・オートレース施行者において遵守に努めるとともに、販売委託先業者にも内容を遵守するよう要請した。また、競輪において同指針に抵触しているおそれのある販売委託先業者を指導するなどしたことから、設定した目標を達成しているものと評価できる。

引き続き、JKA、全輪協及び全動協は自主的な指針を適切に運用する。また、販売委託先業者も含めた関係者を対象とした研修等を通じて周知徹底するとともに、同指針を遵守しつつ、過度に射幸心をあおられると思われる表現等があった場合には、速やかに対応するなど実効性ある運用を行う。

【目標と具体的取組】

競輪・オートレース施行者等は、以下の取組を推進。

- 他の公営競技と連携しつつ、SNS 等インターネットを始め、各種媒体を効果的に活用し、新たな注意喚起標語等も用いながら、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- ギャンブル等依存症対策の認知度を向上させるため、普及啓発の効果的な手法を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪・オートレース施行者等において、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等にギャンブル等依存症に関する注意喚起標語を掲載し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

また、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代を対象として、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要があることから、啓発週間中の大学生向けセミナーの開催や、年間を通じた SNS 等を活用したギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動を実施している。

令和4年基本計画において、競輪・オートレース施行者等は、引き続き、SNS 等インターネットを始め、各種媒体を効果的に活用し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施するとともに、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果が見込める活動を他の公営競技とも連携し実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー等で注意喚起を行う等の年間を通じた普及啓発活動や、ウェブサイト上の特設バナー掲載や SNS での投稿、各競走場等での周知グッズ配布といった、啓発週間における集中的な取組を実施した。また、公連協においてギャンブル等依存症の注意喚起を図る目的で、新たな注意喚起標語を策定するなど、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及に貢献したものと評価できる。

引き続き、他の公営競技と連携しつつ、各種媒体を効果的に活用し、公連協において新たに策定した注意喚起標語等も用いながらギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施する。特に、SNS 等インターネットを活用した普及啓発活動については、各種取組が利用者により分かりやすく認知され、利用につながるよう、ウェブサイト等の工夫等、効果的な手法を検討し、啓発を更に強化する。

第2 競輪・オートレースにおけるアクセス制限等

1 競輪場・オートレース場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等

【目標と具体的取組】

競輪・オートレース施行者は、警備員の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限を着実に実施。

競輪・オートレース施行者等は、以下の取組を推進。

- アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的に周知。
- 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。
- アクセス制限制度について、メール等オンラインでの申請受付など利便性向上のための取組を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪・オートレース施行者は、ギャンブル等依存症である者等が車券購入をやめることを望む場合又はその家族が車券購入をやめさせることを望む場合に、競輪場・オートレース場及び場外車券売場への入場制限を実施してきた。

令和4年基本計画においては、引き続き、警備員の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限を実施するとともに、入場制限の対象者の特定の精度を向上させるような入場管理方法の在り方について、他の公営競技など各分野の状況を踏まえ、個人認証システムの導入可能性を検討することとした。

また、競輪場及び場外車券売場のATMについては、令和4年度末までに全て撤去することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競輪場・オートレース場等への入場制限については、制度の利用が進むよう、ウェブサイトにも本人・家族申告の申請方法等について詳細を掲載するとともに、競輪・オートレース独自のポスターを各競輪場・オートレース場等で掲示する等により周知を行っており、入場制限を着実に実施している。

また、競輪においては、個人認証システムを含めた入場管理方法の在り方について、他の公営競技における検討状況等について情報収集するとともに、アクセス制限の実施状況等を再確認した。また、オートレースにおいては、警備員の配置・巡回及び監視カメラの活用で入場制限者の把握・入場制限の実施は対応可能として個人認証システムについての検討を中断することとしたものの、他の公営競技における検討状況等について情報収集するとともに、アクセス制限の実施状況等を再確認し、入場制限の在り方について検討を行った。

さらに、競輪場及び場外車券売場のATMについて、令和4年度末までに全て撤去した。

これらのことから、設定した目標を達成しており、アクセス制限の強化等が図られたも

のと評価できる。

引き続き、競輪・オートレース施行者は、警備員の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施するとともに、警備計画等を徹底し入場制限者特定の精度向上に努める。

また、競輪・オートレース施行者等は、アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的な周知を行うとともに、都道府県等に設置された相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化する。さらに、アクセス制限制度について、メール等オンラインでの申請受付など利便性の向上のための取組を検討する。

2 競輪場・オートレース場等における20歳未満の者の購入禁止の徹底

【目標と具体的取組】

競輪・オートレース施行者は、警備員等の配置・巡回による20歳未満の者の購入禁止を徹底。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪場・オートレース場及び場外車券売場における20歳未満の者の車券購入防止については、車券を購入しようとする20歳未満と思われる者に対して警備員等による声掛け及び年齢確認を行ってきた。さらに、全輪協及び全動協から施行者に対し、車券購入をしようとする行為が見られない場合においても、20歳未満と思われる者に対して積極的に注意喚起の声掛け及び年齢確認を実施する旨を通知するなどして強化を図ってきた。

令和4年基本計画において、競輪・オートレース施行者は、引き続き警備員等の配置・巡回による20歳未満の者の購入禁止を徹底することとした。また、JKA、全輪協及び全動協は、対象者特定の精度を向上させるような方策について、各分野の状況を踏まえ、個人認証システムの導入可能性を検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

各競輪場・オートレース場等において、20歳未満と思われる者に対し、車券を購入しようとする行為が見られない場合でも、警備員等による積極的な声掛け、年齢確認を行い、20歳未満の者による車券の購入禁止を徹底した。また、競輪では、公連協での個人認証システムの導入可能性等に係る情報を参考とするとともに、容易に20歳未満の者が車券を購入できる状況となっていないか再確認した。また、オートレースでは、個人認証システムの導入検討を中断したものの、他の公営競技における個人認証システムの実証実験の検証結果等について情報収集するとともに、容易に20歳未満の者が車券を購入できる状況となっていないか再確認した。これらのことから、20歳未満の者の購入禁止に係る取組の強化が図られたものと評価できる。

引き続き、警備員等による声掛けや年齢確認を強化するなど、警備計画等を徹底し、20歳未満の者の購入禁止を着実に実施する。

3 インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等

【目標と具体的取組】

JKA、全輪協、全動協、一般財団法人オートレース振興協会及び販売委託先業者は、以下の取組を推進。

- インターネット投票におけるアクセス制限制度及び購入限度額設定の活用を促進するとともに、今後、インターネット投票データの分析等を行い、効果的なギャンブル等依存症対策を検討。
- アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的に周知。
- 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。
- アクセス制限制度等について、メール等オンラインでの申請受付など利便性向上のための取組を検討。
- クレジットカード等を利用した後払い決済について見直しを求められていることを踏まえ、効果的な対策を検討。なお、クレジットカード等を利用した後払い決済の月当たりの利用上限額設定についても検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき利用停止措置を運用するとともに、インターネット投票サイト等における注意喚起標語の表示や相談窓口の案内の掲示等による周知に努めてきた。

令和4年基本計画においては、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に活用できる購入限度額設定システムについて、令和4年度末までに導入するとともに、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について検討を行い、令和6年度までを目指して導入することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づく利用停止措置の運用に加え、令和4年度に新たに本人が望む場合の購入限度額設定を可能としたところ、これらの設定件数は増加してきている。

また、インターネット投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴える新たな表示方法について、関係者で取組方針を決定し、令和6年度中に完了することとして進めていることから、アクセス制限制度の活用促進が図られているものと評価できる。

近年売上げの8、9割がインターネット投票となっている状況も踏まえ、引き続き、インターネット投票におけるアクセス制限制度等の活用を促進するとともに、今後、インターネット投票データの分析等を行い、効果的なギャンブル等依存症対策を検討する。

また、競輪・オートレース施行者等は、アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的な周知を行うとともに、都道府県等に設置された相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化する。さらに、アクセス制限制度等について、メール等オンラインでの申請受付など利便性向上のための取組について検討する。

また、クレジットカード等を利用した後払い決済について見直しを求められていることを踏まえ、効果的な対策を検討する。なお、クレジットカード等を利用した後払い決済の月当たりの利用上限額設定についても検討する。

第3 競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組

1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援

【目標と具体的取組】

JKA は、ギャンブル等依存症対策に対する補助の事例を紹介する等、JKA 補助事業の対象を適切に周知し、自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援を推進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援については、JKA が競輪・オートレースの売上金の一部で、様々な社会的課題の解決に取り組む活動を支援している。社会的課題の解決に取り組む活動にはギャンブル等依存症を含む各種依存症対策も含まれており、補助方針においてギャンブル等依存症対策への社会的要請にも積極的に支援する旨明記するなどして周知を図ってきた。

しかしながら、JKA 補助事業の対象範囲が広く、JKA 補助事業がギャンブル等依存症対策の関係者にあまり知られていない可能性があり、令和4年基本計画において、JKA は、ギャンブル等依存症対策事業が JKA 補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で適切に周知し、ギャンブル等依存症対策に係る自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援を推進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

JKA は、補助方針において、補助メニューとして「ギャンブル等依存症対策に関する支援活動」及び「ギャンブル等依存症にかかる研究」について明記し、ギャンブル等依存症対策事業が JKA 補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で周知の上募集しており、民間団体等に対する経済的支援を推進していると評価できる。

引き続き、ギャンブル等依存症対策事業に対する補助事例を紹介する等、ギャンブル等依存症対策事業が JKA 補助事業の対象であることを適切に周知し、自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援を推進する。

2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化

【目標と具体的取組】

- JKA、全輪協、全動協及び競輪・オートレース施行者は、メール等の活用により相談窓口を利用しやすくするとともに、ウェブサイト上でより分かりやすく表示するなど相談窓口を積極的に周知。また、相談方法については、技術動向も踏まえ電話やメール以外の手法の導入可能性についても検討する。
- 競輪・オートレース施行者は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

公連協において、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う公営競技カウンセリングセンターを設置しているほか、全ての競輪場・オートレース場に相談窓口を設置し、ギャンブル等依存症対策に関する担当者を選任するとともに、JKA、全輪協及び全動協において、ギャンブル等依存症に係る問合せ等に対応するマニュアルを策定するなど相談体制の強化を進めてきた。

しかしながら、相談窓口等が十分に認知されているとは言えないこと、地域の医療機関や精神保健福祉センター等との連携が必ずしも緊密になっていないことなどから、令和4年基本計画において、JKA、全輪協及び全動協は、関係機関と連携し、相談窓口の積極的な周知に努めるとともに、競輪・オートレース施行者は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用を検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競輪場・オートレース場における相談窓口や公営競技カウンセリングセンターを設置するとともに、様々な媒体を通じて相談窓口の周知を図っている。また、各地域の包括的な連携協力体制の構築・強化に向け、競輪・オートレース施行者が、都道府県等が開催する依存症対策に係る会議に参画し、各種対策に協力するなど、相談体制の強化が図られたと評価できる。

引き続き、メール等の活用により相談窓口を利用しやすくするとともに、ウェブサイト上でより分かりやすく表示するなど相談窓口の積極的な周知に努める。また、相談方法については技術動向も踏まえ電話やメール以外の手法の導入可能性についても検討する。

さらに、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用の検討を行う。

【目標と具体的取組】

JKA、全輪協及び全動協は以下の取組を推進。

- 他の公営競技等と連携し、セルフチェックツールの周知を図るほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。
- セルフチェックツールからアクセス制限制度につなげる仕組みの検討に着手。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症に係る注意喚起は、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告などの様々な媒体において実施し、その周知に努めてきたところである。

令和4年基本計画においては、これまでの取組を推進するとともに、発生抑止につながる知識の普及(一次予防)のための年間を通じての注意喚起や普及啓発を行うこととした。また、ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入(二次予防)につながるセルフチェックツールが幅広く活用されるよう周知を図るとともに、効果検証を行い、必要に応じて改善していくこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入の取組については、発生抑止につながる知識の普及(一次予防)のため、啓発週間を含む年間を通じての注意喚起や普及啓発を行った。また、自己診断によりギャンブル等依存症の早期発見・早期介入(二次予防)につながるセルフチェックツールを運用するとともに、収集されたデータを集計したことから取組の強化が図られていると評価できる。

引き続き、セルフチェックツールが幅広く活用されるよう、他の公営競技や自治体等と連携し周知を図るとともに、効果検証を行い、必要に応じて改善していく。また、セルフチェックツールからアクセス制限制度につなげる仕組みの検討に着手する。

なお、今後セルフチェックツールにおいては、ギャンブル問題の自記式スクリーニングテストである PGSI を用いることを検討する。

第4 競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備

1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化

【目標と具体的取組】

JKA、全輪協及び全動協は、知識の向上や理解を深めるため、競輪・オートレース施行者や販売委託先業者等の従業員等を対象とした定期的な研修により、依存症対策実施体制を強化。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪・オートレース施行者は、全ての競輪場・オートレース場に相談窓口を設置するとともに、ギャンブル等依存症対策に関する担当者を配置している。また、全輪協及び全動協は、ギャンブル等依存症に係る問合せ等に対応するマニュアルを策定し、ギャンブル等依存症対策実施体制の構築・強化に努めてきた。

競輪場・オートレース場のギャンブル等依存症担当者は人事異動があり、また、知識の向上や理解を深める担当者教育を行うには、定期的な研修を行う必要があることから、JKA、全輪協及び全動協は、令和4年基本計画において、ギャンブル等依存症の知識を向上させ理解を深めるため、従業員等に対する定期的な研修の実施により、依存症対策実施体制を強化することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

JKA、全輪協及び全動協は、従業員教育のための研修資料を策定するとともに、競輪・オートレース施行者や販売委託先業者等の従業員等を対象に競輪・オートレース合同研修会を開催し、ギャンブル等依存症の知識向上や理解を深めるよう取り組んだことから、従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化が図られたと評価できる。

引き続き、ギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるため、競輪・オートレース施行者や販売委託先業者等の従業員等を対象とした定期的な研修の実施により、依存症対策実施体制の強化を図る。

2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化

【目標と具体的取組】

- 競輪・オートレース施行者等は、規程に基づくギャンブル等依存症対策を着実に実施。
- JKA、全輪協及び全動協は、推進会議において、ギャンブル等依存症対策の取組状況や課題等について検討するとともに、必要に応じて規程の内容を改善するなど、一層の取組強化を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

競輪・オートレースにおいては、それぞれギャンブル等依存症対策を進める推進会議を設置し、競輪・オートレース施行者等が遵守すべき事項として、ギャンブル等依存症対策に係る規程を定め各種対策を進めてきた。

令和4年基本計画において、競輪・オートレース施行者等は、引き続き、当該規程に基づくギャンブル等依存症対策を着実に実施するとともに、JKA、全輪協及び全動協は、当該規程の内容について検証を行い、必要に応じて改善することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競輪・オートレースともにギャンブル等依存症対策を進めるために設置した推進会議において、上記規程に基づく依存症対策に関する進捗・対応状況や具体的施策の対応方針を議論するなどして対策に取り組んでいることから、着実に取組が実施されたと評価できる。

引き続き、当該規程に基づくギャンブル等依存症対策を着実に実施するとともに、推進会議において、ギャンブル等依存症対策の取組状況や課題等について検討し、必要に応じて当該規程の内容を改善するなど、一層の取組強化を検討する。

I-3 モーターボート競走における取組【国土交通省】

第1 モーターボート競走における広告・宣伝の在り方

1 指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

【目標と具体的取組】

モーターボート競走関係団体は、広告・宣伝に関する自主的な指針を遵守し、適切に運用。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

モーターボート競走の広告・宣伝については、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会（以下「全施協」という。）、一般財団法人日本モーターボート競走会、公益財団法人日本財団、公益社団法人日本モーターボート選手会及び一般財団法人 BOATRACE 振興会（以下「モーターボート競走関係団体」という。）において策定・公表した自主的な指針に基づき、「払戻し等の換金行為に関する表現」、「高額な払戻金や儲かることをイメージさせるような表現」、「著しく払戻金の獲得が容易であることを暗示する表現」、「投票券の的中または不的中を過度に強調する表現」等を用いないなど、射幸心をあおる内容にならないよう実施するとともに、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等各種広告媒体を通じてギャンブル等依存症の注意喚起標語を表示し、広く一般に注意喚起を行ってきた。

令和4年基本計画においては、引き続き、これまでの取組を推進する一方、更なる対策の強化のため、モーターボート競走関係団体による自主的な指針を策定・運用することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

公連協が策定した広告・宣伝に関する指針を踏まえ、令和4年度にモーターボート競走関係団体において自主的に策定した指針に基づき、射幸心をあおる内容にならないよう留意するなど、広告・宣伝に関する取組が進んだものと評価できる。

引き続き、同指針に沿った取組を着実に進めるとともに、検証等を通じ必要に応じて同指針の内容を見直すことにより、事業者としての責務を全うし、ギャンブル等依存症対策に係る取組を進めていく。

【目標と具体的取組】

モーターボート競走関係団体及び支援センターは、以下の取組を推進。

- 他の公営競技と連携し、SNS 等インターネットを始め、各種媒体を効果的に活用し、新たな注意喚起標語等も用いながらギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。
- ギャンブル等依存症対策の認知度を向上させるため、普及啓発の効果的な手法を検討。
- 当事者やサポートを行う方の一助となるよう、支援センターにおいて蓄積された相談データを基に対応事例集を作成。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

モーターボート競走関係団体においては、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告及びインターネット投票サイト等へギャンブル等依存症に関する注意喚起標語を表示するとともに、相談窓口の連絡先をウェブサイト等に掲載するなど、広く一般に注意喚起を行ってきた。

また、一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（以下「支援センター」という。）において作成したギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレット及び漫画について、全ての競走場及び場外舟券売場の相談窓口等において配布している。

令和4年基本計画においては、引き続き、これまでの取組を推進する一方、特にインターネットを活用した各般の普及啓発活動について更に強化し、また、参加者がより安心して楽しめるよう、他の公営競技とも連携した新たなポスターやチラシ等の作成を検討することとし、その中では、少しでも不安を感じた場合の相談先、セルフチェックツールによる早期発見、購入限度額設定等の安心につながる各種取組を、新たな注意喚起標語等とともに紹介することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

モーターボート競走関係団体は、各種媒体を通じた注意喚起、若い世代を対象としたセミナーの開催、他の公営競技との連携による SNS 等を活用した普及啓発活動など、啓発週間を始め年間を通じて各種取組を実施した。

また、支援センターは、投票関係機器等に支援センターが運営する 24 時間 365 日通話料・相談料無料のサポートコール（以下「サポートコール」という。）の連絡先を記載したステッカーを貼付し、相談窓口へつながるよう促した。

さらに、公連協においてギャンブル等依存症の注意喚起を図る目的で、新たな注意喚起標語を策定した。

以上の取組から、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果があったものと評価できる。

引き続き、モーターボート競走関係団体は、これまでの取組を推進するとともに、参加

者がより安心して楽しめるよう、他の公営競技と連携し、公連協において新たに策定した注意喚起標語等を用いながら、特に SNS 等インターネットを活用したギャンブル等依存症に関する知識の普及を行う。

また、ギャンブル等依存症対策の認知度等を向上させるため、普及啓発の効果的手法を検討する。

さらに、支援センターは、当事者やサポートを行う方の一助となるよう、蓄積された相談データを基に対処事例集を作成する。

第2 モーターボート競走におけるアクセス制限等

1 競走場等における本人・家族申告によるアクセス制限制度の活用等

【目標と具体的取組】

モーターボート競走施行者は、警備員等の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限を実施。

モーターボート競走施行者及び全施協は、以下の取組を推進。

- アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的に周知。
- 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。
- アクセス制限制度について、オンラインでの申請受付など利便性向上のための手法を検討。
- 今後の技術の進展等も踏まえ、ICT技術（顔認証システム）の実用化に向けた調査を継続的に実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症である者等が舟券購入をやめることを望む場合又はその家族が舟券購入をやめさせることを望む場合に、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会は競走場及び場外舟券売場への入場制限を実施するため、入場制限ガイドラインを整備するとともに、全ての競走場及び場外舟券売場で警備員等を配置し、入場制限者に対して入場制限のための声掛け等を実施してきたほか、ポスター等により制度の周知に努めてきた。

令和4年基本計画において、モーターボート競走施行者は、引き続き、警備員等の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施するとともに、顔認証システムについては、実証実験の検証結果に加え、技術の今後の進展や社会情勢等も踏まえつつ、一定の方向性を見いだせるよう、引き続き全施協において調査・研究を実施することとした。

また、競走場及び場外舟券売場のATMについて、現行契約の更新は行わず、令和5年度までに全て撤去することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

競走場等への入場制限については、全施協による入場制限ガイドライン及びモーターボート競走施行者による対応マニュアルに基づき、警備員等による入場制限を実施している。

全施協は、アクセス制限制度について、必要とする方へ情報が届くよう、更なる認知度向上のため、他の公営競技と連携して漫画等により分かりやすく説明したリーフレット等を作成し、周知を図った。さらに、アクセス制限の実施状況を把握するため、モーターボート競走施行者から提供された実績を取りまとめた。

また、競走場内及び場外舟券発売場内に設置されていたATMについては、令和5年度内

に全て撤去した。

引き続き、モーターボート競走施行者は、警備員等の配置・巡回による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施する。

また、モーターボート競走施行者等は、アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的な周知を行うとともに、都道府県等に設置された相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化する。さらに、アクセス制限制度について、オンラインでの申請受付など利便性向上のための手法を検討する。

くわえて、顔認証システムについては、最近の技術革新を踏まえ、令和6年11月から改めて競走場において実証実験を開始しているが、検証結果に加え、今後の技術の進展や社会情勢等も踏まえつつ、一定の方向性を見いだせるよう、引き続き調査・研究を実施する。

2 競走場等における 20 歳未満の者の購入禁止の徹底等

【目標と具体的取組】

- モーターボート競走施行者は、警備員等の配置・巡回による 20 歳未満の者の購入禁止を徹底。
- 全施協は、今後の技術の進展等も踏まえ、ICT 技術（顔認証システム）の実用化に向けた調査を継続的に実施。

（1）令和 4 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

全ての競走場及び場外舟券売場において、警備員等の配置・巡回により、20 歳未満の者の購入を防ぐための声掛け等を実施してきたほか、ポスター等により周知に努めてきた。

くわえて、全ての競走場及び場外舟券売場において、20 歳未満の者の舟券購入禁止の注意喚起標語の掲示、出走表における注意喚起標語の表示、場内映像のテロップ及び場内放送を活用した注意喚起を実施するとともに、インターネット投票サイトにおいても、注意喚起標語を表示するなど、広く一般に注意喚起を行ってきた。

令和 4 年基本計画においては、引き続き、警備員等の配置・巡回等による 20 歳未満の者の購入禁止を徹底するとともに、顔認証システムについては、実証実験の検証結果に加え、今後の技術の進展や社会情勢等を踏まえつつ、一定の方向性を見いだせるよう、引き続き調査・研究を実施することとした。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

全ての競走場及び場外舟券売場において、警備員等による声掛け及び年齢確認を行うとともに、警備員等に対する教育・指導として、警備責任者等が集まる会議において、20 歳未満の者の購入禁止に係る対策について周知を徹底するなど、20 歳未満の者の購入禁止に係る取組を着実に実施している。また、モーターボート競走施行者のウェブサイト、ポスターやパンフレット等により、20 歳未満の者の購入禁止について継続して注意喚起を行ったことは評価できる。

引き続き、警備員等の配置・巡回等による 20 歳未満の者の購入禁止を徹底する。また、顔認証システムについては、最近の技術革新を踏まえ、令和 6 年 11 月から改めて競走場において実証実験を開始しているが、検証結果に加え、今後の技術の進展や社会情勢等も踏まえつつ、一定の方向性を見いだせるよう、引き続き調査・研究を実施する。

3 インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等

【目標と具体的取組】

モーターボート競走関係団体は、以下の取組を推進。

- インターネット投票におけるアクセス制限制度及び購入限度額設定の活用を促進。
- モーターボート競走施行者及び全施協は、アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的な周知。
- 相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化。
- アクセス制限制度について、オンラインでの申請受付など利便性向上のための手法を検討。
- インターネット投票における購入限度額設定について、オンライン上で手続を行えるような方法及び設定下限額を0円とすることができる仕組みを導入。
- サポートコールの相談実績を踏まえ、インターネット投票データを分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる施策を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき、全施協において利用停止措置を運用しており、インターネット投票サイトにおいては、ギャンブル等依存症に関する注意喚起標語の表示や相談窓口の案内を掲載してきた。また、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に対応した購入限度額設定システムを運用しているところである。

令和4年基本計画においては、引き続き、インターネット投票サイトにおける注意喚起標語の表示、相談窓口の案内の掲載等を実施するとともに、アクセス制限制度や購入限度額設定システムの周知を図ることとした。また、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について検討を行い、令和6年度までを目指して導入することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づく利用停止措置や本人が望む場合に購入限度額を設定する措置を運用するとともに、より効果的な注意喚起として、インターネット投票サイトにおいて視覚的に訴えるためのテキスト及びマーキー表示を新たに開始し、併せてアクセス制限制度等を紹介するページへのリンクを設定した。また、インターネット投票会員向けのメールマガジン等において、定期的に注意喚起や相談窓口等の案内を実施しているほか、必要とする方へ情報が届くよう、更なる認知度向上のため、他の公営競技と連携して漫画等により分かりやすく説明したリーフレット等を作成し、周知を図った。くわえて、一施行者である滋賀県において、試行的に、ボートレースびわこにおけるインターネット投票

データの分析を開始した。

近年売上げの約8割がインターネット投票となっている状況も踏まえ、引き続き、これまでの取組を推進するとともに、インターネット投票サイトにおける注意喚起を適切に行うなど、他の公営競技とも連携し周知を行う。また、アクセス制限制度は、現在郵送のみで手続が行われているが、オンラインでの申請受付など利便性向上のための手法を検討する。

さらに、モーターボート競走施行者及び全施協は、アクセス制限制度等の認知度を向上させるため積極的な周知を行うとともに、都道府県等に設置された相談拠点や専門医療機関における相談等において、アクセス制限制度等を積極的に紹介してもらうなど連携を強化する。

また、購入限度額設定については、現在郵送のみの手続となっていることから、利便性の向上のためにオンライン上で手続を行えるような方法を早期に導入する。また、購入限度額の設定下限額が1,000円となっているところ、より効果的な対策を講ずる観点から、下限額を0円とすることができる仕組みを導入するほか、制度の周知を図る。

また、支援センターが運用しているサポートコールの相談実績を踏まえ、インターネット投票データを分析することにより、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる施策を検討する。

第3 モーターボート競走における相談・治療につなげる取組

1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援

【目標と具体的取組】

全施協は、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループを始めとする民間団体等が支援を受けられるよう補助事業の周知を図るとともに、必要に応じて支援内容等の見直しを実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援については、ギャンブル等依存症の要因が複合的であること等を踏まえ、業界ごとの支援ではなく、公営競技でまとまって支援を検討・実施することが効率的と考えられるため、公連協において、各公営競技の売上金の一部を活用し、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む事業に対して支援を行ってきた。

令和4年基本計画においては、引き続き、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループを始めとする民間団体等が支援を受けられるよう補助事業の周知を図るとともに、必要に応じて支援内容等の見直しを行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援については、他の公営競技と連携し、補助事業の周知を行うことに加え、必要に応じ公募期間の延長を行い、継続的に支援事業を実施していることは評価できる。

引き続き、利用の拡大につながるよう、他の公営競技と連携し、経済的支援を必要とする自助グループを始めとする民間団体等が支援を受けられるよう補助事業の周知を図るとともに、必要に応じて支援内容等の見直しを行う。

2 ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化

【目標と具体的取組】

- モーターボート競走関係団体は、サポートコールの積極的な活用に向け、自治体等との連携・共同による周知を検討。
- モーターボート競走施行者等は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、各種依存症対策への活用を検討。
- モーターボート競走施行者等は、相談機会の拡大のため、自治体等と連携し競走場等における相談会の開催を検討。
- 支援センターは、利便性の向上のため、電話に加え多様な相談手段を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

モーターボート競走関係団体は、ギャンブル等依存症に対して不安を感じる方やその家族がいつでも相談できる相談窓口を整備するとともに、ギャンブル等依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援等を行うことを目的とした支援センターを設立し、サポートコールを運営している。

また、モーターボート競走施行者は、全ての競走場及び場外舟券売場においてギャンブル等依存症の相談窓口を設置し、担当者を配置するとともに、依存症相談窓口運用マニュアルを整備しているほか、ウェブサイト相談窓口の連絡先を掲載することにより、相談窓口を明示・周知している。

令和4年基本計画において、全施協は支援センター等の支援制度について積極的な周知に努めるとともに、モーターボート競走施行者等は、各地域の包括的な連携協力体制にも継続して積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用の検討を行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

支援センターにおける相談については、サポートコール開設から現在に至るまで24時間365日、通話料・相談料無料で継続的に実施するとともに、支援センターの活動について、ウェブサイトでの周知や投票関係機器等の関係箇所に支援センターの相談先を記載したステッカーを貼付する等して積極的に周知している。さらに、相談体制の強化として新たに司法書士と連携し解決策の拡大を図っているほか、支援センターにおいて、相談者への医療機関の診察料、司法書士への相談費用、また、全国10か所に設置されているカウンセリングルーム及びオンラインによる個別カウンセリングの利用料について、それぞれ最大3回までの費用を負担し、相談者の経済的支援を実施している。

また、モーターボート競走施行者等において、各地域の包括的な連携協力体制の構築に向け、都道府県等が開催する会議に委員として参画し、くわえて、自治体等と連携し競走場において相談会を実施するなど、相談体制の強化が図られたと評価できる。

引き続き、全施協は支援センター等の支援制度について、自治体等との連携・共同により積極的な周知を検討する。

モーターボート競走施行者等は、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用を検討するとともに、相談機会の拡大のため、自治体等と連携し競走場等における相談会の開催を検討する。

さらに、支援センターは、利便性の向上のため、電話に加え多様な相談手段を検討する。

【目標と具体的取組】

全施協は、以下の取組を推進。

- 他の公営競技等と連携し、セルフチェックツールの周知を図るほか、効果検証を行い、必要に応じて改善。
- セルフチェックツールからアクセス制限制度につなげる仕組みの検討に着手。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

全ての競走場及び場外舟券売場の相談窓口において配布しているリーフレットには、米国精神医学会が作成した DSM-5（精神障害診断基準集）を記載しており、簡易的にギャンブル等依存症の自己診断ができるようになっている。

当該リーフレットに加えて、より詳しい説明やセルフチェック等により、ギャンブル等依存症の早期発見を図る必要があることから、令和4年基本計画において、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）のための取組を着実に実施することとした。また、ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールが幅広く活用されるよう周知を図りつつ効果検証を行い、必要に応じて改善していくこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入の取組については、発生抑止につながる知識の普及（一次予防）のため、啓発週間を含む年間を通じての注意喚起や普及啓発を行った。また、自己診断によりギャンブル等依存症の早期発見・早期介入（二次予防）につながるセルフチェックツールを運用するとともに、収集されたデータを集計したことから取組の強化が図られていると評価できる。

引き続き、セルフチェックツールが幅広く活用されるよう、他の公営競技や自治体等と連携し周知を図るとともに、効果検証を行い、必要に応じて改善していく。また、セルフチェックツールからアクセス制限制度につなげる仕組みの検討に着手する。

なお、今後セルフチェックツールにおいては、ギャンブル問題の自記式スクリーニングテストである PGSI を用いることを検討する。

第4 モーターボート競走における依存症対策の体制整備

1 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化

【目標と具体的取組】

全施協は、全ての競走場及び場外舟券売場において統一的な対応ができるよう、責任者及び担当者に向けた階層別研修を実施するとともに、全ての役職員に対しても研修や理解度の確認を行うなど、依存症対策実施体制を強化。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

全施協は、全ての競走場及び場外舟券売場にギャンブル等依存症の担当者を配置し、担当者向けの研修を実施するとともに、依存症相談窓口運用マニュアルを整備している。

一方で、依存症担当以外の従業員に対する研修及びモーターボート競走におけるギャンブル等依存症対策（相談対応等）が競走場や場外舟券売場ごとに異なることのないような運用を図る必要があった。

令和4年基本計画においては、引き続き、全競走場及び場外舟券売場において統一的な対応ができるよう、全施協は、窓口担当者に対する研修や階層別研修を着実に実施し、依存症対策実施体制の強化を図ることとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

モーターボート競走関係団体は、ギャンブル等依存症対策統括管理者（以下「統括管理者」という。）を設置するとともに、モーターボート競走施行者は、全ての競走場及び場外舟券発売場にギャンブル等依存症に係る責任者を設置している。また、支援センターとの連携により、従来の研修制度を刷新し、外部から講師を招へいし、より専門的な内容にするなど、責任者及び担当者の階層別研修を実施していることは評価できる。

引き続き、全施協は、全ての競走場及び場外舟券売場において統一的な相談対応が可能となるよう、責任者及び担当者に向けた研修を実施するとともに、全ての役職員に対してもギャンブル等依存症を理解させるための研修や理解度の確認を行うなど、ギャンブル等依存症対策実施体制を強化する。

2 ギャンブル等依存症対策実施規程による対策の強化

【目標と具体的取組】

モーターボート競走関係団体は、規程に基づくギャンブル等依存症対策を着実に実施するとともに、規程の内容について検証を行い、必要に応じて改善。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

モーターボート競走関係団体は、ギャンブル等依存症対策実施規程を策定しており、令和4年基本計画においては、引き続き、同規程に基づくギャンブル等依存症対策を効果的、効率的かつ実効性を持って着実に実施するとともに、同規程の内容について検証を行い、必要に応じて改善することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

モーターボート競走関係団体は、上記規程に基づきギャンブル等依存症対策を実施している。また、基本計画に基づく対策を確実に実施するため、ギャンブル等依存症対策チェックシートを作成し、本チェックシートに基づき、全ての競走場及び場外舟券発売場が対策を講じているほか、統括管理者が体系的に組織を構築し様々な取組を進めていることは評価できる。

引き続き、同規程に基づくギャンブル等依存症対策を着実に実施するとともに、検証等を通じ必要に応じて同規程を見直すことにより、事業者としての責務を全うし、ギャンブル等依存症対策に係る取組を進めていく。

I-4 ぱちんこにおける取組【警察庁】

第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方

1 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、全国的な指針に基づき広告・宣伝に係る取組を推進するとともに、毎年度、その取組状況の調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ注意喚起標語を未使用のぱちんこ営業所に対する指導を行う。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第16条で禁止される広告・宣伝が行われないう、広告・宣伝の内容に関する自主規制を策定し、また、「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」及び「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応運用マニュアル」（以下「依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等」という。）において、各種媒体における共通標語の活用を促すなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進してきた。

令和4年基本計画において、引き続きぱちんこへの依存問題の発生の抑止に資するものとなるよう、全国的な指針に基づき広告・宣伝に係る取組を推進するとともに、毎年度その取組状況の調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ標語や掲載方法の見直し等を検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

全国的な指針に沿った広告・宣伝を継続的に推進するとともに、毎年度、その実施状況を確認し、その結果に基づいて組合員に対する指導を実施するなど、令和4年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

引き続き、同指針に基づいた取組を推進するとともに、都道府県遊技業協同組合からの指導に応じないぱちんこ営業所について、一方的な指導にとどまることなく、注意喚起標語を使用しない理由について確認した上で、同標語の使用を促すための対策を講ずる必要がある。

なお、現在、全日本遊技事業協同組合連合会が、全都道府県遊技業協同組合に対して取組状況の調査結果を共有して、全都道府県遊技業協同組合が注意喚起標語を未使用のぱちんこ営業所に対する指導を実施しているが、その改善結果について報告を求めている状況であることから、各都道府県遊技業協同組合が、指導に基づく改善結果の報告を受け、改善結果を検証した上で未使用のぱちんこ営業所に対する更なる指導を行う。

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、啓発週間を始め年間を通じて SNS 等を効果的に活用し、以下の取組を実施。

- 青少年を含め、広く一般に依存問題に関する普及啓発活動を推進。
- 遊技客の家族に対し、早期に相談支援につながるよう普及啓発活動を推進。
- オンラインを中心としてフォーラム、講演会等を開催。
- 健全な遊技の在り方に関する継続的な情報発信。
- 普及啓発の効果検証のため、特設サイト上にアンケートフォームの作成を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、かねてぱちんこへの依存問題に関する啓発活動を実施してきており、また、ぱちんこへののめり込みを防止するための共通標語を策定するなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進してきた。

ぱちんこへの依存問題の抑止につながる知識の普及のため、令和4年基本計画において、年間を通じて SNS 等も効果的に活用し、青少年を含め、広く一般に依存問題に関する普及啓発を推進するとともに、啓発週間を中心に啓発資料を配布するなど、ぱちんこへの依存問題やその対策について広く普及啓発を図ることとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

年間を通じ、遊技客に対する啓発資料の配布などの普及啓発活動を推進したほか、啓発週間に合わせ内閣官房作成の啓発週間ポスター及びパチンコ・パチスロ産業 21 世紀会(以下「21 世紀会」という。)作成の啓発週間の告知チラシを業界機関誌に同封して送付するとともに、営業所のデジタルサイネージや公式 SNS を活用し、広く一般に対する普及啓発活動を推進した。また、21 世紀会は、「パチンコ・パチスロ依存問題特設サイト」(以下「特設サイト」という。)上に通年視聴可能なフォーラムの動画を公開し、認定特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク(以下「RSN」という。)の活動や自己申告・家族申告プログラムについて紹介するなど、遊技客の家族の早期相談支援につながる活動を推進しており、令和4年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

引き続き、啓発週間を始め年間を通じて、SNS やデジタルサイネージ等を効果的に活用しながら普及啓発活動を推進するとともに、普及啓発の効果がどのような形で現れているのか検証するため、特設サイト上に、アンケートなどのフォームを作成し、動画視聴者の意見を集約することを検討する。

第2 ぱちんこにおけるアクセス制限等

1 自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、以下の取組を実施。

- 自己申告・家族申告プログラムの利用促進に向けて、ぱちんこ営業所に来店する機会がほとんどない遊技客の家族等を含めてウェブサイト等における周知を強化。
- 都道府県等に設置された相談拠点や専門医療機関における相談等において、同プログラムを積極的に紹介してもらうなど連携を強化。
- 同プログラムに係るチェーン店等複数店舗への一括申告を可能とする運用を促進するとともに、引き続き、各都道府県遊技業協同組合や隣接都府県遊技業協同組合内において一括申告を可能とするシステムの構築を検討。
- 申告対象者の把握を容易にするための個人認証システム等、デジタル技術等を活用した同プログラムの実効性を高める方策について検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、令和4年基本計画において、自己申告・家族申告プログラムに関する新たな共通標語デザインを策定・活用して周知するなど、同プログラムの利用促進に向けた広報の取組を強化することとした。また、令和6年度までにチェーン店において一括申告を可能とする手続ガイドを作成するなど、負担軽減のため個別店舗に対して申込みをしなければならない現行制度の見直しを行うほか、将来的には各都道府県方面遊技業協同組合や隣接都府県方面遊技業協同組合内における複数店舗への一括申告を可能とするシステム構築や、申告対象者の把握を容易にするための個人認証システム等の活用について検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

自己申告・家族申告プログラムについては、同プログラムの利用促進のための広報チラシや共通標語デザインを用いてその周知徹底を図った。令和6年11月末現在、同プログラムの導入状況は、6,130店舗（導入率92.2%）となっている。また、同プログラムのマニュアルに、チェーン店等複数店舗への一括申告を可能とする内容を盛り込むとともに、営業所における申告対象者の把握を容易にするための個人認証システムの導入に向け、関係者へのヒアリング等を開始しており、令和4年基本計画で設定した目標を達成している。

引き続き、同プログラムの利用者数の現状も踏まえ、利用促進に向けてウェブサイト上で同プログラムについて紹介するなど、ぱちんこ営業所に来店する機会がほとんどない遊技客の家族等を含めて周知を強化する。くわえて、都道府県等に設置された相談拠点や専門医療機関における相談等において、同プログラムを積極的に紹介してもらうなど連携を強化する。

また、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「推進機構」という。）による立入調査によって、同プログラムの利用状況を検証し、更なる利用上の課題解消に向けた取組

について検討する。

なお、令和6年度から開始したチェーン店等複数店舗への一括申告を可能とする運用を引き続き促進するとともに、各都道府県遊技業協同組合や隣接都府県遊技業協同組合内において一括申告を可能とするシステムの構築を検討する。さらに、個人認証システム等のデジタル技術を活用した同プログラムの実効性を高める方策を検討する。

2 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、実施規程に基づき身分証明書による年齢確認を確実に行うとともに、毎年度調査を行い、実施状況を把握。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

風営適正化法第22条第1項第5号において、18歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることは禁止されており、ぱちんこ業界は、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組を推進してきた。

これらの取組を更に推進するため、令和4年基本計画において、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づき、18歳未満の可能性があると認められる者に対し身分証明書による年齢確認を確実に行うとともに、毎年度、その実施状況の調査を実施し、当該実施規程に基づく年齢確認の実施状況を把握することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

上記実施規程に基づき、18歳未満の可能性があると認められる者に対し身分証明書による年齢確認を行うとともに、その実施状況を毎年度確認した結果、実施率は100%であることから、令和4年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

引き続き、身分証明書による年齢確認を確実に行うとともに、毎年度、調査を実施し、実施状況を把握する。

第3 ぱちんこにおける施設内の取組

1 ぱちんこ営業所のATM等の撤去等

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

一部のぱちんこ営業所には、遊技客の利便性向上等を図る観点から、利用上限額制限が設けられているATMやデビットカードシステムが導入されていたが、令和4年基本計画において、ぱちんこ業界は実施規程に基づき、ぱちんこ営業所に設置されているATM及びデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

実施規程にぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムについて、契約更新を行わないことを記載する等により撤去等が推進され、取組開始時に比べ設置数が減少するなど、令和4年基本計画で設定した目標を達成していると評価できる。

引き続き、ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進していく。

2 出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入を推進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、遊技客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）に基づき、令和4年春までにぱちんこ営業所に設置する全ての遊技機を、射幸性が抑制された新基準に適合するものに入れ替えた。

令和4年基本計画においては、新基準に適合する遊技機を用いて適正な営業を推進するとともに、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けた検討を継続することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和4年には、営業所に設置された全ての遊技機の新基準に適合したものへ入替えが完了しており、また、令和4年から出玉情報を容易に確認できる遊技機の導入が開始されており、令和4年基本計画で策定した目標を達成していると評価できる。

出玉情報等を容易に確認できる遊技機が随時市場に導入されているところ、引き続き、こうした遊技機の導入を推進する。

第4 ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組

1 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、依存問題に取り組む民間団体等に対する助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成・公表。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、ぱちんこへの依存問題の相談機関である RSN に対して、21 世紀会が支援金を拠出し、ぱちんこ営業所から従業員を出向させ相談業務の補助等を行わせる取組に関する経費も負担するなど、ぱちんこへの依存問題に係る団体への支援を行ってきたが、ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対して、業界として十分な支援ができていなかったことから、令和4年基本計画においては、引き続き依存問題に取り組む民間団体等に対する助成を行うとともに、毎年度、その実績報告書を作成・公表することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構から、依存問題に取り組む民間団体等に対して助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成・公表しており、令和4年基本計画で設定した目標を達成していると評価できる。

引き続き依存問題に取り組む民間団体等に対する助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成・公表する。

2 依存問題の相談拠点や依存症専門医療機関等の紹介

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、相談拠点や依存症専門医療機関等の情報を SNS や業界紙、業界団体のウェブサイト等に掲載することで周知を強化。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、RSN を設立し、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センター等を紹介してきた。また、ぱちんこ営業所においても、遊技客やその家族からぱちんこへの依存についての相談があった場合、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）が必要に応じて、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を活用するなどして、RSN、精神保健福祉センターなどの相談機関等を紹介してきた。

令和4年基本計画においては、これらの取組に加え、都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を同リーフレットに掲載し周知を図るとともに、業界紙やウェブサイト等で同リーフレットを紹介するなど、その周知を強化することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

都道府県等に設置された依存症専門医療機関等の情報を掲載した「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を作成し、同リーフレットをぱちんこ営業所等に配布するなどして継続的な周知を行うとともに、公式 SNS を活用して広報を行っており、令和4年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

引き続き、同リーフレットをぱちんこ営業所等に配布するほか、公式 SNS による広報や21世紀会のウェブサイトにおいて保健所、精神保健福祉センター及び依存症対策全国センター（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）のウェブサイトへのリンクを掲載する等により、更なる周知を図る。

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、RSN に対し支援金を拠出するとともに、RSN の研修制度の活用を促進し、依存問題に精通した人材を育成するなど相談体制の強化を図る。また、RSN 及び公的な相談機関への問合せにおいてチャット等のコミュニケーションツールを導入するなど、相談機能の拡充のため、相談手段の多様化について検討する。

（1）令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、よりきめ細やかな相談対応が可能となるよう RSN の相談体制の強化及び機能拡充のための支援として、クラウドツールを使用した相談関係書類を同時作成可能なシステムの構築や都道府県の子精神保健福祉センター、保健所等への情報提供による関係機関との連携強化等を行ってきた。

令和4年基本計画においては、ぱちんこへの依存問題を抱える人の家族からの相談をより多く受け付けられるよう、RSN に対し支援金を拠出するとともに、RSN の研修制度の活用を促進し、依存問題に精通した人材を育成するなど、相談体制の強化及び機能の拡充を図ることとした。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ぱちんこ業界は、毎年度 RSN に対し支援金を拠出し、ぱちんこ営業所の社員を出向させるなど、RSN の相談体制の強化及び機能の拡充のための支援を行った。また、RSN は、パチンコ・パチスロ依存問題に対する知識を学ぶためのeラーニング「パチンコ・パチスロ依存問題基礎講座」を新設し、ぱちんこ営業所従業員向けに提供するほか、特設サイトに RSN の紹介動画を公開し、相談体制の周知に努めており、令和4年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

引き続き、RSN に対し支援金を拠出するとともに、RSN の研修制度の活用を促進し、依存問題に精通した人材を育成するなど相談体制の強化を図る。また、RSN 及び公的な相談機関への問合せにおいてチャット等のコミュニケーションツールを導入するなど、相談機能の拡充のため、相談手段の多様化について検討する。

第5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備

1 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、アドバイザー講習教材について、遊技客の家族支援等に係る内容等を充実させるなど、登録アドバイザー制度の更なる充実を図る。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、ぱちんこへの依存防止対策の専門員として、ぱちんこ営業所にアドバイザーを配置する取組を推進してきたが、引き続き、アドバイザーがぱちんこ営業所における依存防止対策の専門員として適切な活動を行うことができるよう取り組んでいく必要があった。

令和4年基本計画においては、『安心パチンコ・パチスロアドバイザー』活動の手引き(Q&A)の内容を充実させていくとともに、アドバイザー全員に対するメールマガジンの共有や、登録者数の拡大、メールマガジンの内容の充実など登録アドバイザー制度の更なる充実を図ることとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ぱちんこ業界は、令和4年に、アドバイザーに関する規程を策定し、アドバイザー講習会新規受講者をメールマガジンに登録して、依存問題に資する情報を必ず閲覧することとしたほか、同講習の教材に家族支援に係る項目を新設するなど、登録アドバイザー制度の更なる充実を図っており、令和4年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

引き続き、アドバイザー講習教材について、遊技客等の家族支援等に係る内容等を充実させるなど、登録アドバイザー制度の更なる充実を図る。

2 ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、「パチンコ依存問題対策基本要綱」等に基づく各種依存対策の取組を推進するとともに、実施状況についての報告書を作成・公表。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

令和4年基本計画において、ぱちんこ業界は、「パチンコ依存問題対策基本要綱」等に基づき、従業員への教育等の推進、広告・宣伝に関する全国的な指針の遵守、RSNの相談体制の強化及び機能拡充のための支援、自己申告・家族申告プログラムの普及と運用改善、依存問題の予防と解決に取り組む民間団体等に対する経済的支援の実施など各種依存対策を徹底するとともに、21世紀会のウェブサイトで、毎年度、同要綱に基づく対策の実施状況について報告書を作成・公表することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

「パチンコ依存問題対策基本要綱」等に基づき、従業員への教育等の推進、広告・宣伝に関する全国的な指針の遵守、RSNの相談体制の強化及び機能拡充のための支援、自己申告・家族申告プログラムの普及と運用改善、依存問題の予防と解決に取り組む民間団体等に対する経済的支援を実施するとともに、毎年度、対策の実施状況について報告書を作成・公表しており、令和4年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

引き続き同要綱等に基づき、ぱちんこへの依存問題の発生の抑止のため各種依存対策の取組を推進するとともに、実施状況についての報告書を作成・公表する。

3 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用

【目標と具体的取組】

ぱちんこ業界は、毎年度「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の評価・提言を依存防止対策に積極的に反映し、ぱちんこへの依存防止対策を推進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、RSNの設立、ぱちんこ営業所向けの依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等の策定・周知など、ぱちんこへの依存防止対策に取り組んできているが、こうした対策を更に進めるため、業界の取組を評価し、更なる取組を提言する第三者機関として、「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が設置されている。

有識者会議による評価・提言を通じて、ぱちんこへの依存防止対策を一層推進していく必要があることから、令和4年基本計画において、ぱちんこ業界は、毎年度、有識者会議の評価・提言を積極的に活用し、ぱちんこへの依存防止対策を推進していくこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ぱちんこ業界は、毎年度、第三者機関である有識者会議に対して取組状況の評価について諮問し、同会議からの評価・提言を受けて組合員を対象とした取組状況の調査を実施し、実態把握と施策への反映を行っている。また、全ぱちんこ営業所への登録アドバイザーの配置や、18歳未満立入禁止に関する告知物の使用率向上のため、未実施の組合員に対して指導等を実施しており、令和4年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

引き続き、毎年度、有識者会議の評価・提言を積極的に反映し、ぱちんこへの依存防止対策を推進していく。

4 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入調査

【目標と具体的取組】

推進機構は、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の立入調査を1巡目の結果を比較しながら実施し、必要に応じて改善に向けたフォローアップを行う。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等を策定、周知するとともに、ぱちんこ営業所にアドバイザーを配置しぱちんこへの依存問題に関する相談等に対応するなど、ぱちんこへの依存防止対策に取り組んできた。また、風営適正化法に基づく都道府県公安委員会による報告・立入りに加え、依存防止対策に向けた取組を一層推進するため、第三者機関である推進機構がぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の立入調査を行っている。

令和4年基本計画においては、推進機構による立入調査を計画的に継続するとともに、必要に応じて調査項目や好事例の取組を含めた実施結果の公表内容の充実について検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

推進機構は、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検・確認について、令和6年9月末までに、全国全てのぱちんこ営業所に立入調査を実施しており、令和4年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

今後、令和6年10月から実施している2巡目の依存防止対策の立入調査を1巡目の結果との比較を行いながら実施し、その結果、是正を要すると認められた場合には、店舗立会い者へのヒアリングを行い、改善に向けてのフォローアップを行う。

5 ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善

【目標と具体的取組】

都道府県公安委員会による報告・立入りを通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、必要に応じて改善。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ぱちんこ業界は、全てのぱちんこ営業所において適切なぱちんこへの依存防止対策を組織的に行うため、ぱちんこ営業所の管理者の業務としてぱちんこへの依存防止対策を含めているが、各ぱちんこ営業所において、ぱちんこへの依存防止対策が適切に行われているか確認する必要がある。

令和4年基本計画において、風営適正化法に基づく都道府県公安委員会による報告・立入りを通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、必要に応じて改善することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

都道府県公安委員会による報告・立入りを通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進しており、令和4年基本計画で設定した目標を達成していると評価できる。

引き続き、これらの取組を継続し、各ぱちんこ営業所における依存防止対策について、必要に応じて改善していく。

6 地域連携の強化

【目標と具体的取組】

都道府県遊技業協同組合は、相談窓口が一覧できる広報物を作成するなどの取組を推進し、ギャンブル等依存症に関する相談拠点等との連携を強化。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

令和4年基本計画において、都道府県遊技業協同組合は、ギャンブル等依存症に関する相談拠点等にぱちんこ業界の依存防止対策を説明し、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」の備置き・配布の依頼や相談拠点等が行うギャンブル等依存症に関する広報への協力等を行うほか、各地域における相談窓口が一覧できる広報物を作成するなどして、相談者のニーズに応じて適切にぱちんこ営業所の近隣の相談先を紹介できるよう準備するなど、ぱちんこ業界とギャンブル等依存症に関する相談拠点等との連携の強化を図ることとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

各都道府県遊技業協同組合においては、以下のとおり、ぱちんこ業界と相談拠点等との連携を図っており、令和4年基本計画で設定した目標を達成していると評価できる。

- 都道府県等のギャンブル等依存症対策に係る協議会・連携会議等への参加
- 組合が主催する依存問題セミナー等の開催又は都道府県・保健所等が主催するイベント等への参加
- 都道府県等のヒアリング・アンケート等への対応
- 都道府県等が作成した依存問題啓発ポスター等の広報の協力
- 保健所・精神保健福祉センター等の地域の相談窓口を紹介する広報物の作成
- 精神保健福祉センター等に対し業界作成の広報物の備置き・配布を依頼
- 地域の依存問題回復支援施設への寄付・助成
- 組合による新聞・ポスター等を活用した依存問題啓発に係る広報の実施

ぱちんこへの依存防止対策については、関係機関と連携・協力して進めることが重要であることから、ぱちんこへの依存問題を抱える人や家族が相談に訪れる相談拠点等とぱちんこ営業所との双方向の情報提供や連携協力を推進することにより、本人や家族へのきめ細やかな対応を実現する必要がある。

これまでの取組に加え、SNS等を活用し相談拠点を周知するほか、相談拠点等において相談者に、自己申告・家族申告プログラムの活用を促したり、ぱちんこ依存問題相談機関であるRSNを紹介してもらうなど、引き続き、地域や関係機関との連携を図る。

II 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

1 ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の実施【内閣官房】

【目標と具体的取組】

内閣官房は、関係省庁と連携して、ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発を実施する。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

関係者会議等において更なる普及啓発の推進に係る意見があったこと等を踏まえ、令和4年基本計画において、内閣官房は、ギャンブル等依存症問題やギャンブル等依存症対策に係る普及啓発の効果的な方法等について有識者等の意見を聴きつつ令和4年度中に検討し、その結果に基づいて、関係省庁の協力を得ながら効果的な普及啓発を実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

内閣官房において、ギャンブル等依存症問題等の普及啓発の効果的な方法等について、令和4年8月から10月にかけて7名の有識者にヒアリングを行い、視覚に訴える広報やSNS等を活用した広報の検討等の意見を頂いた。令和5年度以降の啓発週間において、その結果に基づき普及啓発に取り組むとともに、毎年度新たな普及啓発の取組を検討していることから、ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発の実施がされていると評価できる。

一方で、年間を通じた普及啓発の取組を強化することや、啓発資材の内容や媒体が例えば若者向けなど啓発対象に適しているか等、引き続き啓発効果を高めるための検討が必要である。

したがって、内閣官房は、引き続き関係省庁と連携して、ギャンブル等依存症問題等の効果的な普及啓発を実施する。

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- ギャンブル等依存症の正しい知識の理解促進や相談窓口の周知のための積極的な普及啓発を実施。特に若い世代に対して SNS 等を効果的に活用した啓発活動を継続的に実施。
- 都道府県等が普及啓発に取り組むことを技術的及び財政的に支援。
- 心のサポーターの養成等を通じた、依存症を含む精神疾患に関する普及啓発の取組の実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、ギャンブル等依存症の理解を深めるためのシンポジウムや普及啓発イベントの実施により、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を行ってきた。

一方で、ギャンブル等依存症の正しい知識が十分に普及しているとは言えず、そのことが、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が支援につながることや、ギャンブル等依存症である者等が社会復帰することへの阻害要因になっていたと考えられたため、ギャンブル等依存症の正しい知識や相談窓口を積極的に普及啓発する必要があった。

そのため、令和4年基本計画において、厚生労働省は以下の取組を実施することとした。

- 国民に伝えるメッセージを明確化し、ギャンブル等依存症の理解を深めるための啓発事業等を活用して正しい知識や相談窓口の積極的な普及啓発を実施。
- 都道府県等においてリーフレット等により地域の相談窓口の普及啓発を実施できるよう、取組を促進。
- 周囲がギャンブル等依存症を含む依存症に早期に気付くことができるよう、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援を行う者(心のサポーター)の養成を始めとする精神疾患に関する普及啓発の取組を推進。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症の理解を深めるための啓発事業や依存症対策全国センターのポータルサイトの周知を通じて、国民に分かりやすい言葉を用いて、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識の理解促進や相談窓口の周知などの普及啓発活動を実施した。特に、若い世代に対しては SNS 等を活用した普及啓発や、依存症啓発サポーターに著名人を起用するなど工夫を行った。また、都道府県等が、リーフレット等により地域の相談窓口の周知や正しい知識の啓発を行う場合の財政支援を行った。また、依存症を含む精神疾患についての正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者である「心のサポーター」の養成をモデル事業として実施し、さらに、特設サイトで「心のサポーター」についての情報を発信し、周知を図った。これらことから令和4年基本計画に定めたとおりの取組が実施されたものと評価できる。

ギャンブル等依存症に関する正しい知識は継続的に普及していくことが重要であり、そ

れによりギャンブル等依存症である者等及びその家族が支援につながることや、ギャンブル等依存症である者等が社会復帰することへつながっていくことが考えられる。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を実施する。

- 国民に伝えるメッセージを明確化し、ギャンブル等依存症の理解を深めるための啓発事業等を活用し、正しい知識や相談窓口の積極的な普及啓発を実施。
- 厚生労働省のウェブサイトにおいても更なる工夫を行い、特に若い世代に対し SNS 等を効果的に活用した啓発活動を継続的に実施。
- 都道府県等がリーフレット等により地域の相談窓口を周知することや様々な普及啓発に取り組むことを技術的及び財政的に支援。
- 周囲がギャンブル等依存症を含む依存症に早期に気付くことができるよう、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援を行う者（心のサポーター）の養成を始めとする精神疾患に関する普及啓発の取組を推進。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

3 ギャンブル等依存症に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】

【目標と具体的取組】

消費者庁は、様々な機会を捉えつつ、SNS等の多種多様な媒体も活用し、消費者に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発を効果的に実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

消費者庁は、同庁ウェブサイトにはギャンブル等依存症問題に関する特設ページを設け、多重債務問題等についての情報へもアクセスが容易になるよう、随時内容の更新を行うなど、消費者のギャンブル等依存症問題への理解増進を支援してきた。

令和4年基本計画においては、令和3年1月に関係省庁と連携して実施した、ギャンブル等依存症対策に関する認知度等の調査を含む「ギャンブル等に関する消費行動等についての意識調査」の結果を活用し、消費者に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発をより効果的に実施することとした。また、啓発用資料を多様な啓発の場面で活用するほか、同庁公式 SNS を始めとする多様な手段を活用して、特設ページの閲覧を促す等の取組により、積極的に情報提供を進めることとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

消費者庁は、啓発用資料について、啓発週間に開催されたシンポジウム等で配布するとともに、年間を通じ、機会を捉えて様々な啓発の場面で配布した。また、啓発用資料の内容を更新し、ギャンブル等依存症問題に関する特設ページや消費者教育ポータルサイトへ掲載するとともに、同庁公式 SNS 等を用いて消費者への周知を行った。

機会を捉えた啓発用資料の配布、特設ページ等の更新及び当該ページ等の閲覧を促す情報発信が実施されたことにより、ギャンブル等依存症に関する消費者向けの総合的な情報提供が着実に行われたと評価できる。

消費者庁は、引き続き様々な機会を捉えつつ、SNS等の多種多様な媒体も活用し、消費者に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発の取組をより効果的に進めていく。

4 地域における普及啓発の支援【消費者庁】

【目標と具体的取組】

消費者庁は、地方公共団体における普及啓発の取組事例の情報収集を行うほか、必要に応じて特設ページに掲載する啓発用資料や地方公共団体の取組事例を更新し、地域におけるギャンブル等依存症に関する普及啓発の支援を促進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

消費者庁は、関係省庁等と連携の上、多重債務者の増加抑制等に資するよう、ギャンブル等依存症である者等及びその家族向けに作成した啓発用資料を作成・公表し、消費者団体等の関係団体等を含め、周知を図ってきた。

一方で、国レベルで作成している啓発用資料の周知以外にも、各都道府県等の地方公共団体における個別の注意喚起・普及啓発は、ギャンブル等依存症問題に関するきめ細かい対応には不可欠であり、くわえて、ギャンブル等へののめり込みを生じさせないようにするための啓発活動については一層強化する必要がある。

そのため、令和4年基本計画においては、同庁ウェブサイトにて設けたギャンブル等依存症問題に関する特設ページにて、地方公共団体に対する啓発用資料のサンプルの提供や、地方公共団体における普及啓発の取組事例の紹介を行うこととし、これらの取組を通じて、地域におけるギャンブル等依存症に関する普及啓発の支援を促進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

これまでに引き続き、同庁ウェブサイトにて設けたギャンブル等依存症問題に関する特設ページに地方公共団体における普及啓発の取組事例を掲載しており、地域における普及啓発の支援が着実に進められたと評価できる。

消費者庁は、引き続き地方公共団体における取組事例の情報収集を行うとともに、必要に応じて特設ページに掲載する啓発用資料や地方公共団体の取組事例を更新し、地域におけるギャンブル等依存症に関する普及啓発の支援を進めていく。

【目標と具体的取組】

- 消費者庁は、SNS 等の多種多様な媒体も活用し、地方公共団体、消費者団体等に対して、啓発週間等の機会を捉えて青少年向けの啓発用資料を周知すること等により、青少年等に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発を実施。
- 文部科学省は、国公立大学や専門学校等に対して、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料について周知するなど、普及啓発を実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

消費者庁は、関係省庁等と連携の上、多重債務者の増加抑制や青少年等の消費者トラブル被害防止等のため、青少年等も含めた消費者向けの啓発用資料を作成・公表し、消費者団体等の関係団体等を含め、周知を図ってきた。

一方で、令和3年1月に実施した「ギャンブル等に関する消費行動等についての意識調査」の結果において、ギャンブル等依存症に関する知識について、「(どちらかと言えば)知らない方だと思う」と回答した者が回答者の約4割を占めたことから、継続的な普及啓発を進めていく必要があった。

そのため、令和4年基本計画において、消費者庁は、青少年等も含めた消費者向け啓発用資料を啓発週間等の機会を捉えて、多様な関係団体等に対して継続的に周知するとともに、消費者月間等と連携した各種啓発イベント等における周知を行い、必要に応じて啓発用資料の更新を行うこととした。また、文部科学省においても、国公立大学や専門学校等に対する啓発用資料の周知を通じて、青少年等に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発の取組を行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

消費者庁においては、関係省庁等とも連携して、青少年等も含めたギャンブル等依存症である者等及びその家族向けの啓発用資料を作成し、シンポジウム等で配布・掲示を行った。また、啓発週間においては、地方公共団体や大学附属病院、国立病院機構等に啓発用資料を提供し、機会を捉えた周知を行った。文部科学省においては、啓発週間において国公立大学や専門学校等に対して青少年向け啓発用資料を周知することにより、大学等に対するギャンブル等依存症問題に係る知識の普及啓発を進めてきた。消費者庁及び文部科学省の上記取組により、着実に青少年等に対する普及啓発が行われたと評価できる。

消費者庁は、引き続き様々な機会を捉えつつ、SNS 等の多種多様な媒体も活用し、地方公共団体、消費者団体などの関係団体、大学附属病院や国立病院機構、国公立大学や専門学校等に対する啓発用資料の周知を通じて、青少年等に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発を進めていく。

文部科学省は、国公立大学、高等専門学校、専門学校等に対する啓発週間における周知に加えて、ギャンブル等依存症の相談窓口等を含めた学生の安心・安全に係る通知の発出や学生支援担当者会議等において、ギャンブル等依存症に関する学生向けの啓発用資料

を周知する等、様々な機会を通じて普及啓発を行う。

【目標と具体的取組】

文部科学省は、精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げた学習指導要領解説に基づき、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料の積極的・効果的な活用を促すため、協議会等で周知。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

令和4年度入学生から順次実施された高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）においては、保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げ、また、「高等学校学習指導要領解説保健体育編 体育編」（以下「学習指導要領解説」という。）においては、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症も含めた依存症について取り上げている。その実施に当たって、学習指導要領の周知や教師用指導参考資料の普及等により、教員のギャンブル等依存症に対する理解を深め、学校における指導を促していく必要があった。

そのため、文部科学省は、令和4年基本計画において、以下の取組を推進することとした。

- 全国の学校体育担当指導主事等に対し、学習指導要領を踏まえた指導等について、協議会等で周知。
- 学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料を周知し活用を促進。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

学習指導要領を踏まえた指導や教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料等について協議会等で周知するとともに、文部科学省ウェブサイトに掲載し、教育委員会を通じて学校へ周知した。

これらの取組により、学校において指導する上で参考となる資料の周知が着実に行われたと評価できる。

文部科学省は、学習指導要領解説に基づき、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料の積極的・効果的な活用を促すため、引き続き、協議会等で周知する。

【目標と具体的取組】

文部科学省は、以下の取組を推進。

- 全国各地域で保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施。
- 毎年事例集等を作成の上、ウェブサイト等を活用して周知し、地域における社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の取組を促進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

文部科学省は、社会教育施設等を活用し、様々な依存症の知識やリスク等について保護者等に啓発する「依存症予防教室」の取組を支援してきた。

引き続き、地方公共団体や教育委員会、民間団体等による保護者等に対する啓発活動を推進していく必要があることや、これに関連して啓発プログラムの開発・普及やギャングル等依存症について啓発を行うことができる専門的な人材を育成することが課題となっていた。

そのため、令和4年基本計画においては、「依存症予防教室」を引き続き各地域において実施することとしたほか、啓発講座の事例集等を作成・周知し、地域における社会教育施設等を活用した保護者等に対する啓発の取組を促すこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

「依存症予防教室」を全国各地で毎年開催してきたほか、毎年作成している事例集等を文部科学省ウェブサイトに掲載して周知しており、また、公民館等における啓発講座の実施などの社会教育施設等の活用についても周知していることから、令和4年基本計画に設定した取組を実施し、保護者等への啓発の取組が進んだものと評価できる。

文部科学省は、引き続き、全国各地域で「依存症予防教室」を実施するとともに、毎年事例集等を作成の上、ウェブサイトに掲載すること等を通じた周知を行い、地域における社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の取組を促進する。

【目標と具体的取組】

- 金融庁は、ガイドブックや動画コンテンツ等を利用し、金融経済教育推進機構を中心とした関係機関とも連携しながら、ギャンブル等依存症と関係の深い多重債務問題をその内容に含む金融経済教育の機会を提供。
- 金融経済教育推進機構は、同機構が実施する出張授業で利用可能な教材及び J-FLEC 認定アドバイザーに対する研修にギャンブル等依存症対策に関する内容を追加し、青少年を含め幅広い層に対する金融経済教育の機会を提供。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

金融庁は、同庁が発行する金融経済教育関係のガイドブック（以下「ガイドブック」という。）等を用いた金融経済教育を通じ、金融に関する知識と判断力（金融リテラシー）を身に付けて生活スキルを高める取組等を行っている。

令和4年基本計画においては、引き続き、ギャンブル等依存症と関係の深い多重債務問題や家計管理の重要性等についての記載を盛り込んだガイドブック、コアコンテンツや動画コンテンツ等も利用した金融経済教育の実施を通じ、金融リテラシーの向上に努めることとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

金融庁は、令和4年4月からの成人年齢引下げを踏まえた、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起動画を作成・公開し、若年層向けにギャンブル等による借金や多重債務等のトラブルについて周知した。また、官民の様々な主体による活動の重複を解消しつつ、それぞれ蓄積してきたノウハウを集結させ、国全体として中立的立場から金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制整備として、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）に基づき、令和6年4月に新たな認可法人として金融経済教育推進機構（J-FLEC）を設立した。これを受け、令和5年度までは、金融庁や業界団体等各主体が学校へ出張授業等の金融経済教育を実施してきたが、令和6年度からは金融経済教育推進機構が、多重債務問題をその内容に含む金融経済教育の講義資料を作成・公開の上、学校や企業等へ出張授業を行うことでギャンブル等による借金や多重債務等のトラブルについて周知した。以上のことから、令和4年基本計画に設定した目標を達成し、金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発が進んでいると評価できる。

一方で、金融広報中央委員会の「金融リテラシー調査」において、依然として「金融教育を受けたと認識している人の割合」が低水準であることが示されており、金融経済教育を受ける機会が国民に十分に行き届いているとは言えない状況にある。金融庁は、引き続き、金融経済教育推進機構を中心とした関係機関と連携し、ギャンブル等依存症と関係の深い多重債務問題等をその内容に含む金融経済教育の機会の提供を拡大することで、国民

の更なる金融リテラシーの向上に努める。また、金融経済教育推進機構は、同機構が実施する出張授業で利用可能な教材及び J-FLEC 認定アドバイザーに対する研修にギャンブル等依存症対策に関する内容を追加し、青少年を含め幅広い層に対する金融経済教育の機会提供を進める。

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、職場における啓発のため、以下の取組を推進。

- 産業保健総合支援センターを通じてギャンブル等依存症の相談窓口等を周知。くわえて、健康保険組合等に対して、ギャンブル等依存症への理解を深めるため、正しい知識等を周知し、職場への啓発を実施。
- 医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。
- 産業保健総合支援センター等の関係職員を対象とした依存症支援者研修を実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、都道府県単位で設置されている産業保健総合支援センターが、事業場の産業保健スタッフから労働者のギャンブル等依存症についての相談を受け付けた場合に相談窓口の紹介等の対応ができるよう支援する必要がある。そのため、令和4年基本計画において、厚生労働省は引き続き以下の取組を実施することとした。

- 産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレットを周知。くわえて、健康保険組合等に対して依存症のリーフレット等を周知し職場への啓発を実施。
- 医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。
- 産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加した依存症支援者研修を実施。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

厚生労働省は、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口等の周知を行うとともに、依存症対策地域支援事業における依存症支援者研修の中で、産業保健総合支援センター等の関係職員を対象にしており、職場における普及啓発の取組が進んだと評価できる。引き続き、産業保健総合支援センターや健康保険組合などの関係機関と連携して、ギャンブル等依存症の相談窓口等の周知を図ることが重要である。その上で、地域の実情等を踏まえた連携会議の開催を促すとともに、地域の関係機関の職員に対する研修の実施等を通じた連携の促進をより一層図っていく必要がある。

したがって、厚生労働省は引き続き以下の取組を実施する。

- 産業保健総合支援センターを通じてギャンブル等依存症の相談窓口等を周知。くわえて、健康保険組合等に対してギャンブル等依存症への理解を深めるため、正しい知識等を周知し、職場への啓発を実施。
- 医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。
- 産業保健総合支援センター等の関係職員を対象とした依存症支援者研修を実施。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

Ⅲ 依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第16～21条関係

第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進【内閣官房・厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第20条関係

【目標と具体的取組】

都道府県等において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築及び連携協力をより一層推進するため、以下の取組等を実施。

- 厚生労働省は、都道府県等に対し、以下の内容に係る通知を発出。
 - ・本基本計画や地域の実情等を踏まえ連携会議を開催し、各地域における取組を促す。
 - ・連携会議が未設置の政令指定都市に対して連携会議の設置を促す。
- 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を都道府県等における相談拠点、専門医療機関の相談等で紹介する等、連携を促進。
- 関係省庁は、上記厚生労働省の通知を受けて関係機関に通知を発出し、特に、多重債務問題への対応の観点から司法書士会等、また、若年者への啓発の観点から各都道府県の教育委員会等の積極的な参画を促進。関係事業者は連携協力体制に積極的に参画。
- 厚生労働省は、地域における連携協力がより効果的に進むよう、都道府県等における連携会議の実態を調査し、その内容を改めて周知。
- 関係省庁等は、各種相談員や各関係支援機関の職員等向けの研修等を通じて連携協力を推進。
- 厚生労働省は、地域におけるギャンブル等依存症対策の支援に関する効果的な事例を収集し、効果分析等を行う調査研究を実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

基本法第20条の規定を踏まえ関係機関が包括的に連携する体制を構築するため、令和4年基本計画においては、以下の取組を実施することとした。

<包括的な連携協力体制の構築に向けた取組>

- 厚生労働省は、特に連携会議が未設置の都道府県等に対し、令和4年度中に改めて通知を発出し、関係機関間の連携協力体制を構築するため、都道府県等が指定する機関(精神保健福祉センター等)において、地域の実情等を踏まえて、関係機関を構成員に含めた連携会議の開催を促進。
- 関係省庁は、令和4年度中に、関係機関に通知を発出し、連携協力体制に参画し、その強化を図るよう指示。

※ 主な関係機関

依存症専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法

書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等

- 内閣官房は、令和5年度中を目途に各地域のギャンブル等依存症対策に関する調査を実施。
- 厚生労働省は、以下の取組を実施。
 - ・上記内閣官房における調査を踏まえ、現在の支援体制の有効性に係る検討に着手。
 - ・依存症対策全国センターにおける研修を始めとする各種研修等において、各地域での連携協力の具体的な方法の検討に資するよう、地域における支援段階での連携協力に関する先進的な事例を紹介。
 - ・ギャンブル等依存症を始めとする依存症を含む精神障害を有する者等を重層的な連携により支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、市町村における地域精神保健の充実等の具体化に着手。

<連携協力の推進に向けた取組>

- 関係省庁等は、各種相談員や各関係支援機関の職員等向けの研修等を通じて連携協力を推進。
- 総務省は、各府省行政苦情相談連絡協議会等で行政相談の取組状況の共有等を行うほか、管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センター（以下「総務省行政相談センター」という。）において関係機関の取組に関する情報提供等を実施。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

<包括的な連携協力体制の構築に向けた取組>

- 厚生労働省は、関係機関間の連携協力体制を構築するため、連携会議を開催していない都道府県等に対して開催について積極的な検討を依頼するとともに、既に開催されている都道府県等に対して包括的な支援を推進するよう令和4年度に通知を発出。
- 関係省庁は関係機関に対し各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、令和4年度に通知を発出。
- 内閣官房は、令和5年度に各地域の包括的な連携協力体制の構築等に関する調査を実施。
- 厚生労働省は、依存症対策全国センターが開催する都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議において、地域連携による依存症患者の早期発見から早期対応などに係る先進的な事例を紹介。
- 厚生労働省は、都道府県等が管内の相談支援体制の整備を推進していくための補助事業である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を実施。

<連携協力の推進に向けた取組>

- 消費者庁及び金融庁は、「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」(以下「対応マニュアル」という。)も活用した消費生活相談員向けの研修等を実施し、各関係機関との連携構築に向けた取組を支援。
- 日本司法書士会連合会は、ギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成のため、ギャンブル等依存症問題を含む多重債務に関する研修会及びシンポジウムを開催し、各司法書士会に対して、地域の実情に合わせた各関係支援機関との連携構築に向けた取組を支援。
- 日本司法支援センターは、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化。
- 総務省は、令和4年度以降、各府省行政苦情相談連絡協議会で総務省の取組等の紹介を行ったほか、総務省行政相談センターにおいて関係機関の取組に関する情報提供等を実施。

こうした取組により、令和6年9月末時点で58の連携会議が都道府県等で設置されていることから、各地域における包括的な連携協力体制の構築及び連携協力が進んでいると評価できる。

一方で、連携会議が未設置の政令指定都市があること、関係者会議において関係機関間の具体的な連携の好事例を示すべきとの意見があったことも踏まえ、各地域において包括的な連携協力体制を強化するための取組が必要である。また、連携協力の実態については、地域ごとにばらつきが見られることから、各地域の連携協力を後押しするとともに、特に、支援の枠組みに一度つながったものの当該枠組みから離れてしまった方等に対して地域を挙げた包括的な支援を行う必要がある。

そのため、以下に掲げる取組の総合的な推進を通じ、包括的な支援を実現する。

<連携協力体制の構築に向けた取組>

- 厚生労働省は、令和7年度速やかに都道府県等に対し、以下を内容とする通知を発出。
 - ・ 本基本計画や地域の実情等を踏まえ、連携会議を開催し各地域における取組を促す。
 - ・ 連携会議が未設置の政令指定都市に対して連携会議の設置を促す。
- 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を都道府県等における相談拠点、専門医療機関の相談等で紹介する等、連携を促進。
- 厚生労働省は、都道府県等での連携協力がより一層進むよう、都道府県等における連携会議の実態を調査し、その内容を改めて周知することで、より実効性のある連携会議の開催を促進。
- 関係省庁は、上記厚生労働省の通知を受けて令和7年度速やかに、関係機関に対し通知を発出し、各地域の包括的な連携協力体制に積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討することを促進。特に、多重債務問題への対応の観点から司法書士会等、また、若年者への啓発の観点から各都道府県の教育委員会等の積極的な参画を促進。

(関係省庁と通知先の関係機関の対応)

関係省庁	通知先の関係機関
農林水産省	競馬主催者、NAR、全主協
経済産業省	競輪及びオートレースの各施行者
国土交通省	モーターボート競走の各施行者
警察庁	ぱちんこの業界団体、各都道府県警察
金融庁	各財務局等・各地方公共団体の多重債務相談担当課
消費者庁	各消費生活センター
こども家庭庁	各都道府県等の児童相談所
法務省	日本司法支援センター、各矯正施設、各保護観察所、日本司法書士会連合会
文部科学省	各都道府県等の教育委員会

- 関係事業者は、各地域の包括的な連携協力体制へ積極的に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、各種依存症対策への活用を検討。

<連携協力の推進に向けた取組>

- 厚生労働省において、以下の取組を引き続き推進。
 - ・地域におけるギャンブル等依存症患者への支援に関する事例を収集し、効果分析等を行う調査研究を実施。
 - ・依存症対策全国センターにおける研修を始めとする各種研修等において、各地域での連携協力の具体的な方法の検討に資するよう、地域における支援段階での連携協力に関する先進的な事例を紹介。
 - ・ギャンブル等依存症を始めとする依存症を含む精神障害を有する者等を重層的な連携により支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、市町村における地域精神保健の充実等の取組を進める。
- 関係省庁等は、ギャンブル等依存症である者等が多重債務問題等を契機に関係する相談機関につながった際に、ギャンブル等依存症問題への対応として、地域の関係機関につながられるよう、相談員や各関係支援機関の職員等向けの研修等を通じて連携協力を推進。
- 総務省は、各府省行政苦情相談連絡協議会等において、総務省の行政相談の取組状況を共有するとともに、関係機関における情報提供例を紹介。
 - また、総務省行政相談センターにおいて、各府省庁の取組に関するポスターの掲示、パンフレット、リーフレット等の提供を行うほか、同センターにおいて国民からの照会に対し、関連する施設や関係機関を紹介。

第2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】

【目標と具体的取組】

内閣官房は、関係省庁の協力を得て、都道府県計画の策定及び変更を支援。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

地域におけるギャンブル等依存症対策の推進を図るためには、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組が必要である。また、基本法第13条第1項において、都道府県は、政府において策定する基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県計画を策定するよう努めなければならないとされており、同条第3項において、都道府県計画は少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないとされている。これらのことから、令和4年基本計画において、内閣官房は、全都道府県が都道府県計画を策定できるよう、関係省庁の協力を得て、都道府県を対象とした説明会の実施等により、都道府県計画の策定を支援することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

内閣官房において、都道府県を対象とした説明会の実施を始めとする都道府県計画の策定支援を行った結果、令和6年9月末時点で43の都道府県において都道府県計画が策定されており、さらに3県については令和6年度中に策定見込みであることから、地域におけるギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な取組が進んだと評価できる。

一方で、都道府県計画を策定していない県があることから、都道府県において地域の実情に応じ都道府県計画が策定及び変更されるよう、引き続き支援していくことが必要である。

したがって、内閣官房は、都道府県が円滑に都道府県計画の策定及び変更に係る検討を行うことができるよう、引き続き関係省庁の協力を得て、都道府県を対象とした説明会の実施等により、都道府県計画の策定及び変更を支援する。

第3 相談支援・治療支援：基本法第16・17条関係

1 都道府県・政令指定都市における相談体制の充実【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組等を推進。

- 都道府県等の実施する相談の取組に対する財政支援を実施。
- 相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるための研修を実施。
- ギャンブル等依存症である者等及びその家族にとって相談が身近となるよう、SNS等による相談支援を推進。
- 相談機関と関係機関の連携を含むギャンブル等依存症対策の連携協力の促進（相談機関等における本人・家族申告によるアクセス制限制度等の紹介等）。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、ギャンブル等依存症である者等からの相談における相談体制を更に充実させるため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を発出し、都道府県等において依存症相談員を配置して相談支援等を実施する相談拠点の整備を進めてきた。さらに、依存症対策全国センターが開催する全国会議等を通じて相談拠点の整備を進めるとともに、相談拠点が整備された都道府県等を依存症対策全国センターのポータルサイトに掲載し、広く周知をしており、令和4年基本計画においても引き続き、以下の取組を実施することとした。

- 都道府県等に設置された相談拠点における相談や、相談拠点以外での相談の取組を促進するため財政支援を実施。
- 相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるため、依存症対策全国センターにおいて依存症相談対応指導者養成研修を実施。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進めるため、相談窓口の周知や、関係機関から相談機関へつなぐなど、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の普及啓発及び連携協力を促進。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

依存症対策全国センター等において、相談対応に従事する者を対象としたギャンブル等依存症対策の専門研修を実施し、また、厚生労働省において、相談拠点が未整備の都道府県等に対して設置の要請をするなどした結果、令和6年9月末時点において全ての都道府県等で相談拠点が整備されている。また、依存症対策全国センターにおいて、都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議を開催し、相談から治療・回復支援に至る地域連携の取組事例について、情報共有を図った。

ギャンブル等依存症に関する相談件数は、相談拠点の明示、啓発、連携強化などの取組により、精神保健福祉センターにおいては、令和3年度6,810件、令和4年度7,036件、

令和5年度7,776件（衛生行政報告例）、保健所においては、令和3年度2,093件、令和4年度2,729件（地域保健・健康増進事業報告）と年々増加しており、都道府県等における相談体制の整備が進んだと評価できる。

今後も引き続き、都道府県等の相談拠点における相談や、相談拠点以外での相談の取組を拡充するとともに、研修等により相談対応に従事する者の数の増加やその技術向上を図り、特に、若い世代が相談しやすい体制を整備する必要がある。また、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力の促進を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を引き続き進める必要がある。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を実施する。

- 依存症対策全国センターにおいて全国会議を開催し、相談拠点の好事例を展開。
- 依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるための取組を実施。
- 都道府県等に設置された相談拠点における相談や、相談拠点以外での相談の取組を促進するため財政支援を実施。
- 相談対応に従事する者の技術をより一層向上させるため、依存症対策全国センターにおいて依存症相談対応指導者養成研修を実施。
- 都道府県等に設置された相談拠点における相談において、ギャンブル等依存症である者等及びその家族にとって相談が身近となるよう、SNS等による相談支援を推進。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進めるため、相談窓口の周知や関係機関から相談機関へつなぐなど、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の普及啓発及び連携協力を促進。
- 都道府県等に設置された相談拠点における相談において、公営競技やぱちんこ等の関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を紹介する等、関係機関との連携を促進。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

2 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

【目標と具体的取組】

家族に対する支援を強化するため、以下の取組等を実施。

- 厚生労働省は、都道府県等による相談事業の充実の支援や、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組を支援。
- 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を相談窓口等で紹介する等、連携を促す。
- 関係省庁は、地域における連携協力を推進し、家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談機関等につなげる取組を適切に実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症である者等の家族を支援するための取組として、例えば厚生労働省及び総務省による相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備促進や民間団体への活動支援、関係事業者による本人・家族申告によるアクセス制限制度等の運用を行ってきた。

しかし、家族に対してギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解が浸透していない場合もあり、本人・家族申告によるアクセス制限制度を始めとする各種取組や相談窓口等が家族に十分に認知されていない点や、関係機関の連携による家族支援が十分にできていない点が課題であった。

そのため、令和4年基本計画においては、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援を強化するために以下の取組を実施することとした。

<家族に対する相談・回復支援等の強化>

- 厚生労働省及び総務省は、都道府県等による相談事業の充実を支援するとともに、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組を支援。

<関係事業者の取組>

- 関係事業者は、本人・家族申告によるアクセス制限制度等を家族に周知徹底。家族を相談機関等に着実につなげられるよう、各地域の包括的な連携協力体制に参画。

<家族に対する予防教育・普及啓発の強化>

- 消費者庁は、同庁ウェブサイト内に設けたギャンブル等依存症問題に関する特設ページ等を必要に応じ更新し、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援に係る情報を含め、関連情報を提供。
- 金融庁は、消費者庁とも連携しつつ、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援に係る情報を含め、関連情報を提供。

- 文部科学省は、ギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するため、全国各地域で「依存症予防教室」を実施。
- 日本司法書士会連合会は司法書士に対し、また、日本司法支援センターは日本司法支援センター職員に対し、ギャンブル等依存症である者等の家族への対応に関する理解を促進する取組を実施。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

<家族に対する相談・回復支援等の強化>

- 厚生労働省は、都道府県等による相談事業について依存症対策地域支援事業を活用して支援。
- 厚生労働省及び総務省は、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組を支援することにより、家族に対する相談・支援等を推進。

<関係事業者の取組>

- 本人・家族申告によるアクセス制限制度等について、インターネットや SNS 等の活用により周知を強化。
- 連携会議を始めとする都道府県等が開催する会議に参画。
- ぱちんこ業界は、アドバイザー講習教材に新たに家族支援に係る項目を追加するとともに、相談に来た家族等に対して RSN や精神保健福祉センター等の相談先を記載したリーフレットを配布。

<家族に対する予防教育・普及啓発の強化>

- 厚生労働省は、特設ページの開設や SNS 等を活用した普及啓発活動を実施。
- 消費者庁は、同庁ウェブサイト内に設けたギャンブル等依存症問題に関する特設ページ等を更新するとともに、SNS 等の多種多様な媒体を活用し、同ページの閲覧を促進。
- 金融庁は、同庁ウェブサイト内の多重債務対策のページから消費者庁の上記特設ページにアクセスできるようにすることで、ギャンブル等依存症である者等の家族等への情報提供を実施。
- 文部科学省は、「依存症予防教室」を毎年開催し、各地域におけるギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するよう、保護者や地域住民等に向けた啓発講座を実施。また、毎年「依存症予防教室」の事業の成果を取組事例集として取りまとめて、同省ウェブサイトに掲載し周知。
- 日本司法書士会連合会は司法書士に対し、また、日本司法支援センターは日本司法支援センター職員に対し、ギャンブル等依存症である者等の家族への対応に関する理解を促進する取組を実施。
- 関係省庁は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族向けの注意事項や相談窓口等を紹介する資料を作成、周知。

このように令和4年基本計画に定めた取組が実施されたことにより、ギャンブル等依存

症である者等の家族に対する支援の強化が進んだと評価できる。

一方で、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援は今後も重要であることから、関係省庁及び関係事業者において、以下の取組を行う。

<家族に対する相談・回復支援等の強化>

- 厚生労働省及び総務省は、都道府県等による相談事業を支援するとともに、地域や全国規模で活動する自助グループなどの民間団体の取組を支援。
- 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を相談窓口等で紹介する等、連携を促す。
- 関係省庁は、家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談機関等につなげるといった取組を適切に実施するため、関係機関に対する通知を発出。

<関係事業者の取組>

- 関係事業者は、ギャンブル等依存症である者等の家族に対し、本人・家族申告によるアクセス制限制度等の取組や公営競技カウンセリングセンター、支援センター、アドバイザー等の相談窓口の周知を強化。

<家族に対する予防教育・普及啓発の強化>

- 消費者庁は、同庁ウェブサイト内に設けたギャンブル等依存症問題に関する特設ページ等を必要に応じ更新し、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援に係る情報を含め、関連情報を提供。
- 金融庁は、消費者庁とも連携しつつ、ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援に係る情報を含め、関連情報を提供。
- 文部科学省は、ギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するため、全国各地域で「依存症予防教室」を実施。
- 日本司法書士会連合会は司法書士に対し、また、日本司法支援センターは日本司法支援センター職員に対し、ギャンブル等依存症である者等の家族への対応に関する理解を促進する取組を実施。

3 女性相談支援員、児童相談所職員、こども家庭センター職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー等の適切な支援【厚生労働省・こども家庭庁・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省及びこども家庭庁は、女性相談支援員、児童相談所職員、こども家庭センター職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー等へギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法を周知。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、女性相談支援員、障害福祉サービス従事者、発達障害支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー（以下「福祉関連従事者」という。）等、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識及び対応能力を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる必要があった。

そのため、令和4年基本計画において、厚生労働省は、福祉関連従事者への研修の実施やガイドライン等の周知により、ギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法の周知を図ることとした。

また、こども家庭庁（令和5年3月までは厚生労働省）は、児童相談所の職員に対して、「子ども虐待対応の手引き」により、児童虐待防止対策に係るギャンブル等依存症問題への対応方法等について周知することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

厚生労働省は、「女性相談支援員相談・支援指針」で、依存症などの問題を抱える者に対する適切な対応方法について周知するとともに、福祉関連従事者がギャンブル等依存症の知識を習得するための研修用動画を作成してウェブサイトに掲載した。また、依存症対策地域支援事業において、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャー等を対象とした都道府県等が実施する地域生活支援研修を支援している。これらの取組が実施されたことにより、福祉関連従事者へのギャンブル等依存症に関する知識や対応方法等についての周知が進んだものと評価できる。

引き続き、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識及び対応方法を向上させることが必要であることから、厚生労働省は、福祉関連従事者への研修の実施や「女性相談支援員相談・支援指針」の周知により、ギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法の普及を図る。

こども家庭庁は、ギャンブル等依存症に関する対応方法を記載した「子ども虐待対応の手引き」を活用し、児童相談所職員に対するギャンブル等依存症に関する知識やギャンブル等依存症である者等への対応方法の周知を進めたと評価できる。

一方で、依然として児童虐待による死亡事例の養育者の心理的・精神的問題等の一つと

して「ギャンブル依存」があることから、こども家庭庁は、引き続き、児童相談所職員や令和6年4月から全国の市区町村で設置が進められているこども家庭センターの職員に対しても、依存症などの問題を抱える者に対する適切な対応方法について周知を図っていく。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

【目標と具体的取組】

- 消費者庁は、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、金融庁と共に必要に応じて対応マニュアルを改訂するとともに、地方消費者行政強化交付金を通じ消費生活相談体制の整備や研修等により地方公共団体に対する支援を実施。
- 国民生活センターは、ギャンブル等依存症に係る消費生活相談への対応について、消費生活相談員向けの研修等によりの的確な相談対応を促進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

消費者庁は、多重債務者への相談対応を含め、消費生活センターの設置促進、消費生活相談員の増加等により地域における消費生活相談体制の整備を支援してきた。また、令和2年3月には、治療等のための機関の紹介や関係機関の連絡先一覧の記載がある対応マニュアルを金融庁と共同で改訂したほか、国民生活センターが実施する消費生活相談員向け研修において、ギャンブル等依存症対策に関する講義を行う等の支援を行ってきた。

一方で、多重債務を含むギャンブル等依存症に係る消費生活相談については、毎年一定数寄せられていることから、継続的な相談体制の整備が必要であった。

そのため、令和4年基本計画において、消費者庁は、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、金融庁と共に必要に応じて対応マニュアルを改訂するとともに、消費生活相談体制の整備や研修等により、地方公共団体に対する支援を実施することとした。また、国民生活センターは、消費者庁職員等を講師とするギャンブル等依存症対策に関する講義を含む研修を実施し、研修への参加については、消費者庁が地方消費者行政強化交付金により支援することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

消費者庁において、地方消費者行政強化交付金を通じて地方消費者行政の体制整備や消費者安全確保地域協議会の設置、国民生活センターの行う研修への参加に係る支援を行っている。また、国民生活センターにおいて、地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費生活相談員向けにギャンブル等依存症に関する研修を行っている。研修についてはオンデマンド配信も実施している。

消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援については、ギャンブル等依存症に関する研修の実施及び地方消費者行政強化交付金を通じた地方公共団体の体制強化の支援等を通じて着実に推進されたと評価できる。

消費者庁は、引き続き消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、金融庁と共に必要に応じて対応マニュアルを改訂するとともに、地方消費者行政強化交付金を通じ消費生活相談体制の整備や研修等により地方公共団体に対する支援を行う。国民生活センターは、ギャンブル等依存症に係る消費生活相談への対応について、引き続き消費生活相談員向けの研修等を通じて的確な相談対応を促進する。

【目標と具体的取組】

金融庁は、以下の取組を推進。

- 消費者庁と共に必要に応じて対応マニュアルを改訂するとともに、活用を促進。
- 相談拠点が開催する研修会に相談員が参加すること等を通じて、多重債務相談窓口と相談拠点との連携を強化。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

金融庁は、財務局・地方公共団体等に設置されている多重債務相談窓口に対し、対応マニュアルを周知し、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を構築してきた。

令和4年基本計画においては、対応マニュアルを活用した研修を実施することを通じて多重債務相談窓口の相談体制を強化するとともに、消費者庁と共に必要に応じて対応マニュアルの改訂を行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

多重債務相談対応に際しての好事例共有等のための意見交換会の実施、対応マニュアルを活用した地方自治体の相談員向けの研修の実施など、相談員のレベルアップのための取組を推進していることから、令和4年基本計画に設定した目標を達成し、多重債務相談窓口の相談体制の強化が図られたものと評価できる。

一方で多重債務相談窓口に対し実施したアンケートの結果によると、ギャンブル等依存症なのか否か判断が難しいことでギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携ができなかったとの回答も散見される場所である。

金融庁は、消費者庁と共に必要に応じて対応マニュアルの改訂を行うとともに、相談員向けの研修等を実施することを通じて対応マニュアルの活用を促進し、多重債務相談体制を強化する。また、相談拠点が開催する研修会に相談員が参加すること等を通じて、多重債務相談窓口と相談拠点との連携を強化する。

【目標と具体的取組】

日本司法書士会連合会は、以下の取組を推進。

- ギャンブル等依存症問題を有する依頼者を適切な支援機関につなぐ等、業務において依頼者に配慮できる司法書士の養成を目的として、多重債務に関する研修会を開催。
- 各司法書士会が開催する研修会（債務整理、ギャンブル等依存症）へ講師を派遣。
- 各司法書士会に対して、地域の実情に合わせて各関係支援機関との連携構築に向けた積極的な取組を実施するよう依頼。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

日本司法書士会連合会は、全ての司法書士がギャンブル等依存症である者等への対応について十分な理解・認識を有しているとは言えないことや関係支援機関との連携は局地的な取組にとどまっている等の課題があったことから、令和4年基本計画において、以下の取組を実施することとした。

- ギャンブル等依存症問題を有する依頼者を適切な支援機関につなぐ等、業務において依頼者に配慮できる司法書士の養成を目的として、多重債務に関する研修会を開催。
- 各司法書士会に対して、連合会主催の研修会等に倣った積極的な取組を実施するよう依頼。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和4年度に、ギャンブル等依存症問題を内容に含む研修会を実施し、研修会を収録したDVDを各司法書士会に配布した。また、令和5年度に、各地域の関係支援機関における包括的な連携構築の促進を目的としたシンポジウムを実施した。

これらの取組が実施されていることから、令和4年基本計画において設定した目標を達成していると言える。

近年、債務整理事件の受任件数の減少に伴い債務整理実務を経験したことのある司法書士が減少する一方で、近年のギャンブルのオンライン化の進行等に伴い債務整理事件数の増加が見込まれる。

したがって、日本司法書士会連合会は以下の取組を実施する。

- ギャンブル等依存症問題を有する依頼者を適切な支援機関につなぐ等、業務において依頼者に配慮できる司法書士の養成を目的としたギャンブル等依存症問題を内容に含む司法書士会会員向け研修会を開催。
- 各司法書士会が開催する研修会（債務整理、ギャンブル等依存症）へ講師を派遣。
- 各司法書士会と関係支援機関との連携構築に向けた積極的な取組を実施するよう依頼。

【目標と具体的取組】

日本司法支援センターは、多重債務者等に対する適切な情報提供の推進のため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化するとともに、各地域の包括的な連携協力体制への参画を図る。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

日本司法支援センターは、法的問題（ギャンブル等依存症を背景とする多重債務問題を含む。）を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供する取組を講じている。令和4年基本計画においては、取組の更なる推進のため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化するとともに、各地域の包括的な連携協力体制への参画について促進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

日本司法支援センターは、多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するために、職員用の対応マニュアルを活用した研修等を実施するとともに、各地域の包括的な連携協力体制へ参画している。このことから、支援を必要とする方やその家族等からの問合せに対し、適切な相談窓口等を紹介するための取組が進んだものと評価できる。

日本司法支援センターは、引き続き多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化するとともに、各地域の包括的な連携協力体制への参画を図る。

8 全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組等を推進。

- できるだけ早期に、全都道府県等において専門医療機関等を整備。
- 1つの都道府県等における複数の専門医療機関の整備を促進。
- 専門医療機関等に従事する医師等の医療従事者を対象に依存症の専門的医療に関する研修等を実施。
- 都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力を促進（専門医療機関における本人・家族申告によるアクセス制限制度等の紹介等）。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられるよう、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関（以下「専門医療機関等」という。）の整備を進めてきた。また、依存症対策全国センターが開催する全国会議等を通じて専門医療機関等の整備を進めるとともに、専門医療機関等の選定を行った都道府県等を依存症対策全国センターのポータルサイトに掲載し、広く周知してきた。くわえて、都道府県等において、医療機関と民間団体との連携体制を構築し、医療機関の効果的な支援の在り方について知見を収集するため、受診後の患者支援に係るモデル事業を実施してきた。一方で、一部の都道府県等において専門医療機関等の選定が遅れているため、全都道府県等において専門医療機関等を整備できていなかった。

そのため、令和4年基本計画において、厚生労働省は以下の取組を実施することとした。

- 令和5年度中に、全都道府県等において専門医療機関等を整備。
- 既に専門医療機関を整備した都道府県等においても、複数の医療機関が専門医療機関として選定されるよう促し、医療提供体制の強化を推進。
- 専門医療機関等に従事する医師や、ギャンブル等依存症である者等の支援を行うコミュニティカルを中心としたその他の医療従事者の治療支援に係る技術向上を図るため、依存症対策全国センターにおいて研修を実施するとともに、令和元年度から令和3年度まで実施された「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究」における成果を踏まえつつ、標準的治療プログラムの普及を促進。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進めるため、引き続き、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力を促進。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

依存症対策全国センター等において、医療従事者を対象としたギャンブル等依存症対策の専門研修を実施し、また、厚生労働省において、専門医療機関等を未選定の都道府県等

に対して選定の要請をするなどした結果、令和6年9月末時点において、依存症専門医療機関については58、依存症治療拠点機関については44の都道府県等で整備された。さらに、既に専門医療機関を整備した都道府県等においても、複数の医療機関が専門医療機関として選定されるよう促した結果、35の都道府県等において、複数の専門医療機関が整備された。全都道府県等における専門医療機関等の整備には至っていないものの、確実に全国的な整備が進んでいると評価できる。また、依存症対策全国センターは、都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議を開催し、相談から治療・回復支援に至る専門医療機関の取組事例について、情報共有を図り、標準的治療プログラムの普及を行った。そのほか、都道府県等が連携協力体制の構築や連携強化に必要な取組を実施する場合の補助を行っており、都道府県等における連携会議の設置が進んでいる。さらに、令和元年度以降、受診後の患者支援に係るモデル事業を実施している。

依存症対策全国センターが集計しているデータによると、専門医療機関におけるギャンブル等依存症の外来患者数は、令和3年度4,365人、令和4年度5,652人、令和5年度7,154人と年々増加している。

以上のことから、令和4年基本計画に掲げた取組の実施により、専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実が進んでいるものと評価できる。

今後も引き続き、地域の実情に応じ、都道府県等による専門医療機関等の選定の促進を始め、治療支援の取組を進める必要がある。

したがって、厚生労働省は以下の取組を推進する。

- できるだけ早期に、全都道府県等において専門医療機関等を整備。
- 既に専門医療機関を整備した都道府県等においても、複数の医療機関が依存症専門医療機関として選定されるよう促し、医療提供体制の強化を推進。
- 専門医療機関等に従事する医師や、ギャンブル等依存症である者等の支援を行う医療従事者を中心としたその他の医療従事者の治療支援に係る技術向上を図るため、依存症対策全国センターにおいて研修を実施するとともに、これらの研修等において、標準的治療プログラムの普及を促進。
- ギャンブル等依存症の治療の現場において、オンラインも含めたギャンブルへのアクセスやスマートフォンによる支払を制限する方法の一つとして、必要に応じ、患者にスマートフォンの所有の仕方を検討してもらうほか、フィルタリングの活用についても検討されるよう、関係省庁とも連携しつつ、医療従事者に対するフィルタリングの周知を実施。
- 専門医療機関において、患者に対して公営競技やぱちんこ等の関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を紹介する等、関係機関との連携を促す。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を進めるため、都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力を促進。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

第4 民間団体支援：基本法第19条関係

1 自助グループを始めとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援 【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援を実施。
- 都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や普及啓発を促進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、地域生活支援促進事業において、地域で依存症の問題に取り組む民間団体に対して、都道府県・政令指定都市・中核市・その他の保健所設置市・特別区を通じた支援を行うとともに、依存症民間団体支援事業において、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援を行ってきた。

令和4年基本計画においても、厚生労働省は引き続き、都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援を実施するとともに、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援の実施、さらに、都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や、都道府県等による民間団体を含めた地域の相談窓口の周知等の普及啓発を実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

支援制度を様々な機会を捉えて周知するとともに、障害者福祉目的の補助金である地域生活支援促進事業による都道府県等への財政支援を通じた地域における自助グループなどの民間団体の取組の支援や、依存症民間団体支援事業による全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体の取組の支援を行っているほか、活動事例の共有を行っている。このような取組により、ギャンブル等依存症対策は着実に進んでいるものと評価できる。

引き続き、都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援を行う必要がある。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を実施する。

- 都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援や、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援の実施。
- 都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や、都道府県等による民間団体を含めた地域の相談窓口の周知等の普及啓発を促進。

総務省は、地域生活支援促進事業における依存症の問題に取り組む民間団体支援事業の地方負担について同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

2 自助グループを始めとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】

【再掲】

- 競馬における取組 13 ページ参照
- 競輪・オートレースにおける取組 25 ページ参照
- モーターボート競走における取組 38 ページ参照
- ぱちんこにおける取組 51 ページ参照

第5 社会復帰支援：基本法第18条関係

1 就労支援に関わる者のギャンブル等依存症の知識及び対応能力の向上【厚生労働省・総務省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、就労支援に関わる者の対応能力の向上のため、ハローワークの担当職員等の就労支援に関わる者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識と対応方法を周知。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に向けて早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる体制の整備や、ハローワークにおけるギャンブル等依存症に関する周知を実施する必要があったことから、令和4年基本計画において、厚生労働省は、引き続き、ハローワークの担当職員等の就労支援に関わる者に対してギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法を周知することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

厚生労働省は、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センターにおいて、地域で指導的な役割を果たす者を養成するため、障害福祉サービス従事者等を対象とした地域生活支援指導者養成研修を実施している。さらに、都道府県等が、依存症対策地域支援事業を活用し、生活の支援を行う者（ハローワーク等就労支援業務職員を含む。）の研修を実施できるよう支援している。また、精神障害者雇用トータルサポーター経験交流会を通じて、ハローワークの障害者担当者等に対して、ギャンブル等依存症の知識及び対応方法の周知を図っている。これらの取組により、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制を整備する取組が進んだと評価できる。

引き続き、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に向けて、早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる体制を整備していくことが重要である。

したがって、厚生労働省は、引き続き、ハローワークの担当職員等の就労支援に関わる者に対してギャンブル等依存症の知識及び対応方法を周知する。

総務省は、依存症対策地域支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずる。

2 ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、研修等を通じ、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し適切な支援を行うことができる支援員を養成するとともに、精神保健福祉センターなどの地域の支援機関との連携を促進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた支援を行うことが必要とされていたため、令和4年基本計画においては、引き続き、以下の取組を推進することとした。

- 生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員に対するギャンブル等依存症に関する内容を含む研修等を通じて、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員を養成。
- 生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センターなどの地域の支援機関との連携を促進。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

生活困窮者の支援を行う者を対象とした研修にギャンブル等依存症に関する内容を含めて実施するとともに、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センターなどの関係機関との連携を促進しており、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対する支援について、着実に取組が進められていると評価できる。

厚生労働省は、引き続き、研修等を通じ、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し適切な支援を行うことができる支援員を養成するとともに、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センターなどの地域の支援機関との連携を促進する。

【目標と具体的取組】

法務省は、各地域における関係機関との連携強化を推進するため、刑事施設の各地域の連携会議への参加状況を把握し、関係機関と連携した指導の実情について各刑事施設間で共有。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する働き掛けは、施設間で指導・支援の内容や方法等について情報を共有する必要があるため、法務省は、令和4年基本計画において、以下の取組を実施することとした。

- ギャンブル等依存症問題を有する受刑者が受刑中から出所後の社会生活まで継続的に回復支援・指導を受けられるよう、令和4年度中に、刑事施設に対し、各地域における連携会議への積極的な参加を促し、同会議等で得られた情報や知見を指導・支援にいかすことを促す通知を发出。
- 刑事施設における受刑者への効果的な指導・支援の更なる充実を図るため、令和4年度中に、ギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニング及び標準的治療プログラムに関する情報を各刑事施設に提供。
- 各刑事施設における関係機関との連携強化を推進するために、令和6年度までに、刑事施設の各地域の連携会議への参加状況を把握し、関係機関と連携した指導の実情について各刑事施設間で共有。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和4年度に、全国の刑事施設に対し、各地域における連携会議への積極的な参加を促し、同会議で得られた情報や知見を指導・支援にいかすことを促す通知を发出した。また、同年度、全国の刑事施設に対し、ギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニング及び標準的治療プログラムに関する情報を提供した。さらに、令和6年度に各地域における連携会議への参加状況や関係機関と連携した指導の実情について、各刑事施設に情報共有した。

以上の取組によって、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者が出所後も継続的に回復支援・指導を受けるための関係機関との連携体制の整備、各刑事施設間でギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援の好事例の共有が進んだと評価できる。

法務省は、引き続き各地域における関係機関との連携強化を推進するために、刑事施設の各地域の連携会議への参加状況を把握し、関係機関と連携した指導の実情について各刑事施設間で共有する。

4 受刑者に対する就労支援の充実【法務省】

【目標と具体的取組】

法務省は、刑事施設に収容されている受刑者に対する就労プログラムの充実を始め、受刑者の就労意欲を喚起する取組を実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

刑事施設は、厚生労働省と連携し、ギャンブル等依存症である者等を含む受刑者に対する総合的就労支援対策や受刑者に対するキャリアコンサルティング等の支援を実施し、在所中から就労先の確保に向けた調整を行ってきた。

令和4年基本計画においては、より多くの受刑者が就労支援を受けられるようにすることを目指し、就労支援を受ける刑事施設出所者の割合を、令和4年度中に22%、令和6年度までに24%まで向上させることを目標として設定し、就労支援担当職員に対する研修の充実や関係機関との連携を図るとともに、受刑者に対する就労意欲の喚起に向けた支援等を実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

全国の刑事施設の就労支援担当者等に対する集合研修を実施したほか、キャリアコンサルタント等の専門資格を有し、刑事施設及び少年院において勤務する就労支援専門官を対象とした研修も行い、就労支援の実施体制の充実を図った。

一方で、就労支援を受ける刑事施設出所者の割合は、令和4年20.1%、令和5年21.5%であり、令和4年基本計画策定時より増加しているものの、目標を達成できなかった。

法務省は、引き続き、就労に関する教育プログラムの充実を始め、受刑者の就労意欲を喚起する取組を実施する。

【目標と具体的取組】

法務省は、保護観察所の協力雇用主を増加させるほか、保護観察所とハローワーク・矯正施設などの関係機関との連携を強化。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

保護観察所は、ハローワークや矯正施設などの関係機関と連携して、ギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等に対し就労支援を行うとともに、前歴等の事情を理解した上で雇用し自立や社会復帰に協力する協力雇用主を開拓し、就労の確保を図ってきた。

一方で、令和2年中に保護観察を終了した保護観察対象者（職業不詳の者を除く。以下同じ。）24,327人のうち、保護観察終了時に6,075人が無職者（定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。以下同じ。）であったことから、この保護観察終了時の無職者を令和2年実績（6,075人）より減少させることを目標として、令和4年基本計画において以下の取組を実施することとした。

- 協力雇用主の活動に対する支援等の充実を通して、ギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等を雇用する協力雇用主を増加。
- ハローワーク、矯正施設等との協議会を開催し、就労支援に係る情報を共有等することにより連携を強化。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等に対し、ハローワークや矯正施設などの関係機関と連携して就労支援を実施し、保護観察終了時の無職者の数は、令和3年5,653人、令和4年5,534人、令和5年5,079人で推移しており、設定した目標を達成していると評価できる。

保護観察終了時の無職者の数は減少傾向にあるが、引き続きギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等に対する就労支援を強化していく必要がある。

したがって、法務省は、保護観察終了時の無職者の数を令和5年実績（5,079人）よりも減少させることを目指し、引き続き、協力雇用主の活動に対する支援等の充実を図り、保護観察所の協力雇用主の数を増加させるとともに、ハローワークや矯正施設などの関係機関との連携を強化し、就労支援を必要とする者が円滑に社会復帰できる体制を構築する。

第6 人材の確保：基本法第21条関係

1 ギャンブル等依存症の初期対応を行うことができる医師を養成するための医師臨床研修の実施【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- 臨床研修指導ガイドラインに基づき、全ての臨床研修医が2年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例などを経験するよう臨床研修等を実施。
- 診療に従事する医師を対象として地方公共団体が依存症治療拠点機関との連携等により実施する、ギャンブル等依存症の初期対応を含む研修等を推進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

臨床研修医等がギャンブル等依存症例を経験することや研修を受講することにより、ギャンブル等依存症の初期対応を行うことができる医師を養成することを目指し、令和4年基本計画において、厚生労働省は、以下の取組を推進することとした。

- 臨床研修指導ガイドラインに基づき、全ての臨床研修医がギャンブル等依存症例などを経験するよう臨床研修等を実施。
- 診療に従事する医師を対象として地方公共団体が依存症治療拠点機関との連携等により実施する、ギャンブル等依存症に関する初期対応を含む研修等を推進。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

臨床研修指導ガイドラインに基づき、全ての臨床研修医がギャンブル等依存症例などを経験するよう臨床研修等を実施している。また、依存症対策全国拠点機関設置運営事業において依存症治療指導者養成研修、依存症対策地域支援事業において依存症医療研修を実施しており、令和4年基本計画に定めた取組を実施していると評価できる。引き続き、臨床研修指導ガイドラインに基づく臨床研修等の実施を通じて、ギャンブル等依存症などへの理解を深めるとともに、依存症対策全国拠点機関設置運営事業における依存症治療指導者養成研修や都道府県等が実施する医師対象の専門研修等の受講機会・受講内容の充実を図っていく必要がある。

したがって、厚生労働省は、以下の取組を推進する。

- 臨床研修ガイドラインに基づき、全ての臨床研修医が法で定められた2年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例などを経験するよう臨床研修等の実施。
- 診療に従事する医師を対象として地方公共団体が依存症治療拠点機関との連携等により実施する、ギャンブル等依存症の初期対応を含む研修等を推進。

2 医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】

【目標と具体的取組】

文部科学省は、全国の国公私立大学医学部長会議等において、ギャンブル等依存症を明記した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を周知し、その実践を要請。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

文部科学省は、基本法に基づく取組の推進の必要性等を踏まえ、各大学に対して、ギャンブル等依存症に関する教育の更なる充実について周知・要請することが必要であった。

そのため、令和4年基本計画においては、引き続き、全国の医学部長が集まる会議等において、学生が卒業時まで学ぶべき内容を示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の関連内容と基本法の趣旨を踏まえた教育の充実について、周知・要請を行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

全国の医学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本法や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の関連内容とギャンブル等依存症に関する教育の充実について周知・要請していることから、令和4年基本計画において設定した目標を達成している。

文部科学省は、引き続き、各大学における取組の更なる充実を図るため、継続的に基本法や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の関連内容とギャンブル等依存症に関する教育の充実について周知・要請を行う。

3 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、人材確保や養成のため、以下の取組を推進。

- 保健師・助産師・看護師について、依存症の対策等の項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた国家試験を実施。
- 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士について、カリキュラムに基づく学習や指導者養成研修等を実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

厚生労働省は、令和4年基本計画においては、以下の取組を実施することとした。

- 保健師・助産師・看護師については、「依存症の対策」などの項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた保健師助産師看護師国家試験を行うことを通じて、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進する。
- 社会福祉士及び精神保健福祉士については、養成施設等におけるカリキュラム等に基づき、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進する。
- 公認心理師については公認心理師試験出題基準に「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等）」の項目等を盛り込み、また、作業療法士については、依存症対策全国センターが実施している、地域でギャンブル等依存症の治療に係る研修を実施する指導者を養成する研修の対象に作業療法士を含めることで、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進する。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

保健師、助産師、看護師及び公認心理師について、従前に引き続き「依存症の対策」などの項目を盛り込んだ出題基準に基づいた各試験を実施しており、また、作業療法士についても従前に引き続き、依存症対策全国センターが作業療法士を研修対象に含めた研修を実施している。また、社会福祉士及び精神保健福祉士について、資格取得を目指す者がギャンブル等依存症に関する基本的な知識を習得できるよう、令和3年度から開始された新たなカリキュラムに基づく学習を推進しており、令和6年度からはこのカリキュラムに対応した国家試験の実施を開始した。

これらの取組の実施により、ギャンブル等依存症に係る医療や支援に関連する業務に従事する人材の確保、養成及び資質の向上の取組が進められているものと評価できる。引き続き、ギャンブル等依存症対策の基本的な知識を有するこれらの関連する業務に従事する人材の輩出に向けて取り組んでいく必要がある。

したがって、厚生労働省は、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士について、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進する。

4 ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護担当ケースワーカーに対し研修を実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

全国のケースワーカーに対しギャンブル等依存症対策に関する知識の定着を図ることが必要であったことから、令和4年基本計画においては、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護担当ケースワーカーに対し、ギャンブル等依存症が疑われる者への対応等についての知識や相談機関・治療機関へつなぐ生活保護担当ケースワーカーの役割の重要性について研修を実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

生活保護担当ケースワーカーに対し、依存症の概要や依存症を有する者の特徴、依存症が疑われる者への対応等についての知識や、精神保健福祉センターなどの相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について研修を行っており、令和4年基本計画に定めた取組が実施されていると評価できる。

厚生労働省は、引き続き、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護担当ケースワーカーに対し研修を実施する。

5 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】

【目標と具体的取組】

法務省は、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員の指導力向上を図るため、毎年1回以上、矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する最新の知見及び処遇技法、社会的支援へのつなげ方、事例検討等を行う研修科目を設定した研修を実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

法務省は、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員の指導力向上を図るため、令和4年基本計画において、毎年1回以上、矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する最新の知見及び処遇技法、社会的支援へのつなげ方、事例検討を行う研修科目を設定した研修を実施することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する基礎的な知識・理解を深めるため、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員を対象として研修を実施したほか、同研修のギャンブル等依存症問題に係る講義内容を収録したDVDを作成し、矯正施設に配布する等して、研修に参加できていない刑事施設の改善指導プログラム担当職員等についても講義を視聴できるようにした。

以上の取組を実施していることから、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員のギャンブル等依存症問題に対する知識や理解が進んだと評価できる。一方で、全ての刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員に研修を行うため、引き続き、矯正研修所における研修にギャンブル等依存症問題を扱う研修科目を設定し、改善指導プログラムを担当する職員のギャンブル等依存症問題への理解を深めるとともに、依存の問題を有する受刑者に対する指導力を向上させる取組を進める必要がある。

したがって、法務省は、引き続き、刑事施設の改善指導プログラムを担当する職員の指導力の向上を図るため、毎年1回以上、矯正研修所において、ギャンブル等依存症問題に関する最新の知見及び処遇技法、社会的支援へのつなげ方、事例検討等を行う研修科目を設定した研修を実施する。

6 ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】

【目標と具体的取組】

法務省は、ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等への適切な指導・支援体制の整備のため、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を実施し、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を継続的に育成。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

法務省は、ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等への適切な指導・支援体制の整備を図るため、令和4年基本計画において、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を実施し、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を継続的に育成することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

更生保護官署職員を対象とした研修において、外部講師を招へいし、ギャンブル等依存症に関する講義を継続的に実施するとともに、当該研修を受講した職員が研修で学んだ内容を実務において積極的に実践することにより、効果的な指導・支援の実施に必要なスキルの習得を図った。

これらの取組により、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を育成し、適切な指導・支援体制の整備につながっていることから、令和4年基本計画において設定した目標を達成していると評価できる。

一方で、研修を受講した職員数には限りがあることや、新たな知見を指導・支援に取り入れていく必要がある。

したがって、法務省は、引き続きギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を実施し、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を継続的に育成する。

IV 調査研究・実態調査：基本法第 22・23 条関係

1 精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】

【目標と具体的取組】

厚生労働省は、精神保健医療分野における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況についての調査を実施。

(1) 令和 4 年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

基本法第 23 条においては 3 年ごとの実態調査が求められていることから、令和 4 年基本計画において、厚生労働省は、ギャンブル等依存症の相談、治療及び回復支援の質の向上を図るため、アルコール依存症、薬物依存症等も含め、精神保健医療分野における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況についての調査を行い、その過程で、他の精神疾患や自殺などの関連問題との関係を明らかにすることとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和 5 年度に国立病院機構久里浜医療センターは、全国の市町村 300 地点に在住する満 18 歳以上 75 歳未満の日本国籍を有する者から、層化二段無作為抽出法を用いて 18,000 名を調査対象として、調査対象者への調査票等の郵送によるアンケート調査を実施した。また、公的な相談機関の利用者を対象に、ギャンブル等依存の問題を抱えている当事者とその家族の特徴やギャンブル関連問題の実態を把握することを目的とした調査を実施した。実態調査を通じて、「ギャンブル等依存が疑われる者 (PGSI 8 点以上)」の割合が推計で 75 歳未満の成人の 1.7% (95%信頼区間：1.4～1.9%) であること等の結果が得られた。なお、前回調査 (令和 2 年度実施) における推計値との間に統計的に有意な差は見られなかった。今回の実態調査の実施等により、その時点におけるギャンブル等依存症問題の実態把握が進んだものと評価できる。

厚生労働省は、ギャンブル等依存症の相談、治療及び回復支援の質の向上を図るため、アルコール依存症、薬物依存症等も含め、精神保健医療分野における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況についての調査を引き続き行い、その過程で、他の精神疾患や自殺などの関連問題との関係を明らかにする。

また、スポーツ振興くじについては、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて、依存症対策に関する自主的な取組を更に推進し、購入状況等に関するデータ分析を踏まえ、広告・宣伝の在り方やクレジットカードの利用上限、依存症関連の問合せへの対応について検討するとともに、厚生労働省において引き続き調査を通じて実態を把握する。

2 児童虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【こども家庭庁】

【目標と具体的取組】

こども家庭庁は、児童虐待による死亡事例等の検証において「ギャンブル依存」を調査項目として設け、ギャンブル等依存症が児童虐待による死亡事例等へ及ぼす影響等を調査・検証するとともに、検証結果について広く周知。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

こども家庭庁（令和5年3月までは厚生労働省）は、児童虐待による死亡事例等の検証において、養育者の心理的・精神的問題等として「ギャンブル依存」を調査項目とした調査を行っており、今後も調査を継続し、傾向を分析する必要がある。

そのため、令和4年基本計画においては、「こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（令和5年3月までは「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」）が継続して調査・検証することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

児童虐待による死亡事例等の検証において養育者の心理的・精神的問題等として、「ギャンブル依存」の有無を調査・検証しており、令和4年基本計画に定めた取組が実施されていると評価できる。

こども家庭庁は、引き続き、児童虐待による死亡事例等の検証を通じて、継続的にギャンブル等依存症が児童虐待による死亡事例等へ及ぼす影響等を調査・検証するとともに、本調査結果も含めた「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」を児童相談所や市区町村等の虐待防止対策の推進の一助となるよう広く周知をしていく。

3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】

【目標と具体的取組】

法務省は、毎年度、各刑事施設におけるギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する教育状況等についての実態を調査・把握。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

法務省は、各刑事施設におけるギャンブル等依存症問題を有する者に対する改善指導の充実を図るため、令和4年基本計画においては、ギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニングツール及び標準的治療プログラムに関する情報を各刑事施設に提供した上で、毎年度ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する教育状況等についての実態を調査・把握することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

令和4年度中に、ギャンブル等依存症に関する効果的なスクリーニングツール及び標準的治療プログラムに関する情報を全国の刑事施設に提供し、統一的な指導を行うことができる体制を整備した。また、毎年度、各刑事施設におけるギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する教育状況についての実態を調査・把握した。

以上の取組から、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握が進んだと評価できる。

法務省は、引き続き対象者に必要な指導を行うことができているのか把握するため、毎年度、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する教育状況等についての実態を調査・把握する。

4 海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】

【目標と具体的取組】

JRA は、海外の取組に関する情報収集を進め、その取組と国内対策との比較検証を実施し、必要に応じて国内対策への反映を検討。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

令和4年基本計画において JRA は、海外競馬のギャンブル等依存症対策の状況調査について、引き続き、海外の取組に関する情報収集を進め、参考となる対策については国内対策への反映を検討することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

JRA において、海外駐在員事務所を通じた海外競馬のギャンブル等依存症対策に関する情報収集を進め、インターネット投票における購入限度額設定など参考になる対策を国内対策へ反映したところであり、計画どおり取組が実施されたと評価できる。

引き続き、諸外国での競馬に関するギャンブル等依存症対策について情報収集を行い、国内対策との比較検証を実施し、必要に応じて国内対策への反映を検討する。

5 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省・国土交通省】

【目標と具体的取組】

公営競技カウンセリングセンターにおいて相談事例の積み上げ・分析を行い、各公営競技主催者等に共有するとともに、公連協においてギャンブル等依存症問題の実態を把握。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

令和4年基本計画において、公営競技カウンセリングセンターは、同センターでの相談件数、相談者属性等について、同センターのウェブサイトにおいて公表するとともに、相談事例の積み上げ・分析を行い、各公営競技主催者等に共有し、公連協においてはギャンブル等依存症問題の実態把握に努めることとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

公営競技カウンセリングセンターにおいて、専門家を交え事例検討を行うとともに、同センターのウェブサイトにおいて相談実績等を公表する等、ギャンブル等依存症問題の実態把握に向けた取組が進められたと評価できる。

引き続き、公営競技カウンセリングセンターにおいて相談事例の積み上げ・分析を行い、各公営競技主催者等に共有するとともに、公連協においてギャンブル等依存症問題の実態把握に努める。

6 ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】

【目標と具体的取組】

全施協は、支援センターと連携し、医師や司法書士の協力の下、ギャンブル等依存症の実態把握に努め、情報を関係機関へ提供。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

モーターボート競走関係団体は支援センターを設立し、全ての競走場及び場外舟券売場における相談窓口での相談内容を集約し、サポートコールでの相談内容と併せて、ギャンブル等依存症に関する相談内容を一元化することで、ギャンブル等依存症の実態把握を進めてきた。

また、支援センターにおける相談に際し、カウンセラーの個別事例に対するアドバイスを一層高め、効率的・効果的なアドバイスに結び付くよう、内容等をまとめたアニュアルレポートを毎年作成・公表するほか、毎月の相談内容等をまとめた月次レポートを作成・公表し、関係者間で共有している。

令和4年基本計画において、全施協は、引き続き、支援センターと連携しつつ、医師や司法書士の協力の下、ギャンブル等依存症の実態把握に努め、情報を関係機関へ提供することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

支援センターにおいて、医師及び司法書士の協力の下、毎年度、アニュアルレポートを継続して作成し、ウェブサイトにおいて公表しているほか、毎月の相談実績の取りまとめ、及び SNS アンケートレポートを毎月作成し、関係者間で共有して事例研究を行うとともに公開している。また、アニュアルレポートの報告会には、医師及び司法書士に加え、自治体の関係者が参加したことや、多重債務、貧困、犯罪等に関する実態把握に資するため、支援センターにおける相談内容のうち多重債務等金銭に関するものについて、司法書士及び日本貸金業協会（以下「貸金業協会」という。）と連携するなど、関係機関に情報共有できたことは評価できる。

引き続き、全施協は、支援センターと連携しつつ、医師や司法書士の協力の下、ギャンブル等依存症の実態把握に努める。また、自治体の関係者や司法書士、貸金業協会等との連携を通じ、情報を関係機関へ提供する。

7 リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるぱちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】

【目標と具体的取組】

- ぱちんこ業界は、毎年度、RSN の協力を得て、相談データの集計・分析等により、ぱちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態を把握し、報告書を作成・公表。
- 警察庁は、毎年度、ぱちんこを始めとするギャンブル等への依存を動機・原因とした犯罪等に係る調査を実施。

（1）令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

RSN は、毎年、相談データの集計・分析を行い、ぱちんこ依存問題電話相談事業報告書として作成・公表している。報告書においては、ぱちんこへの依存問題を有する者について、様々な観点から分析を加え、問題の解決に役立てる試みを行ってきたが、今後、相談件数が一層増加することが予想される中で、より効果的な依存症対策を講ずるために、実態把握を進めることが必要であった。

令和4年基本計画において、ぱちんこ業界は、RSN の協力を得て、毎年度、ぱちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態把握を行い、公表することとした。また、警察庁は、毎年度、ぱちんこを始めとするギャンブル等への依存を動機・原因とした犯罪等の調査を実施することとした。

（2）これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

ぱちんこ業界は、RSN の協力を得て、相談データの集計・分析等により、ぱちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態を把握し、毎年度報告書として公表している。また、警察庁は、毎年度、ぱちんこを始めとするギャンブル等への依存を動機・原因とした犯罪等に係る調査を実施しており、令和4年基本計画で設定した目標を達成したと評価できる。

引き続き、ぱちんこ業界は、毎年度、ぱちんこへの依存問題を抱える人の環境等の実態を把握し、報告書を作成・公表する。また、警察庁は、毎年度、ぱちんこを始めとするギャンブル等への依存を動機・原因とした犯罪等に係る調査を実施する。

V 多重債務問題等への取組

1 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】

【目標と具体的取組】

金融庁は、貸付自粛制度のモニタリングを実施し、適切な運用を確保するとともに、効果的な周知方法を検討し実施。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

貸金業協会及び一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）において運用している貸付自粛制度について、必要とする者への周知・普及を図るなど、取組の適切な運用を確保する必要があった。

そのため、令和4年基本計画において、金融庁は、当該制度の運用実績についてモニタリングを行いつつ、例えば、SNSも活用したインターネット広告といった効果的な周知方法の検討及び周知を行うこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

当該制度についてモニタリングを実施し、また、民間金融機関団体と連携してSNSを活用したインターネット広告を行うなど、周知を促進していることから、基本計画に設定した目標を達成し、当該制度の適切な運用の確保等が図られていると評価できる。

金融庁は、引き続き、モニタリングを実施し、当該制度の適切な運用を確保するとともに、SNSも活用したインターネット広告を始め効果的な周知方法を検討し実施する。

【目標と具体的取組】

金融庁は、民間金融機関団体や各金融機関等に対しギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組を促進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

貸金業協会及び全銀協における相談窓口と、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携が必ずしも十分でなかったことから、貸金業協会及び全銀協への相談者がギャンブル等依存症であると思われる場合の、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携を更に強化する必要があった。

そのため、令和4年基本計画において、金融庁は、民間金融機関団体や各金融機関等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組を促すこととした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

貸付自粛申告又はその撤回の申込みがあった際、送付する書類にギャンブル等依存症に関する相談拠点を記載した金融庁リーフレットを同封するといった取組を行っている。また、貸金業協会では、ギャンブル等依存症などの相談者を相談拠点に紹介しつつ、必要に応じて債務の原因となった問題を解決するために生活再建支援カウンセリングを実施していることから、基本計画に設定した目標を達成し、民間金融機関団体における相談窓口とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携が促進されたものと評価できる。

一方で近年、消費者金融利用経験者（3年以内借入経験者）の借入れのうち、ギャンブル等の元手にすることを目的とするものの割合が増加している。

金融庁は、引き続き、民間金融機関団体や各金融機関等に対し、ギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組を促進する。

3 宝くじにおける自主的な取組の推進【総務省】

【目標と具体的取組】

全国協は、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の実施やウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、ギャンブル等依存症に係る自主的な取組を推進。

(1) 現状と課題

全国自治宝くじ事務協議会（以下「全国協」という。）は、ギャンブル等依存症に関する専門家の研修を受けた相談対応者を宝くじコールセンターに設置する、ウェブサイトにおける購入制限を実施するなど、ギャンブル等依存症に係る取組を自主的に実施している。

ギャンブル等依存症が疑われる者が宝くじを購入することもあることを踏まえ、引き続き宝くじを健全に楽しんでいただけるよう、自主的な取組を推進することが重要である。

(2) 今後の取組内容

全国協は、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の実施やウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、ギャンブル等依存症に係る自主的な取組を推進する。

VI オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

1 オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】

【目標と具体的取組】

警察庁は、オンラインカジノ等オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りの徹底を指示し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進。

(1) 令和4年基本計画において取り組むべき施策として掲げた事項

警察は、違法な賭博店等に係る情報の収集と違法な賭博店等の厳正な取締りを推進してきたが、国内からのオンラインカジノサイトへのアクセス件数の急増やオンラインカジノ利用者が増加しているとの指摘を受け、都道府県警察に対して取締りの徹底を指示するなど、オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りによる違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進することとした。

(2) これまでの実施状況とその評価及び今後の取組内容

警察庁は、都道府県警察に対し、オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りの指示を徹底し、賭客のみならずオンラインカジノの収納代行業者やアフィリエイト等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを実施した。また、警察庁においてオンラインカジノに関する実態を調査しており、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進している。

今後の取組としては、引き続き、オンラインカジノ等オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りを徹底し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進する。

2 オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育【警察庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・文部科学省】

【目標と具体的取組】

関係省庁は、オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育を推進。

(1) 現状と課題

警察庁及び消費者庁は、令和4年度から、日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪である旨を周知するためのポスターを作成し、ウェブサイトへの掲載や、公共交通機関への掲示を行うなど、オンラインカジノの違法性について広報啓発を推進している。

しかしながら、近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されているほか、オンラインカジノに関する消費生活相談が依然として寄せられており、オンラインカジノの違法性について引き続き周知するとともに、オンラインカジノが関係する「もうけ話」について注意喚起を実施する必要がある。

また、青少年による適切なインターネットの利用に向けた取組としては、こども家庭庁、総務省、文部科学省及び警察庁が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）等に基づき、青少年やその保護者に対する広報啓発・教育等を推進しているところであるが、上記のとおり、オンラインカジノの問題が指摘されていることを踏まえ、青少年やその保護者に対して、オンラインカジノの違法性を周知し、オンラインカジノに関するトラブルに巻き込まれることがないようにするための広報啓発・教育を推進する必要がある。

(2) 今後の取組内容

関係省庁において、以下の取組を実施する。

- 警察庁は、関係省庁と連携し、ポスターやSNSを活用したターゲット広告等により、オンラインカジノの違法性について、青少年を含め幅広い層に広報啓発を実施する。
- 消費者庁は、関係省庁と連携し、同庁ウェブサイトや同庁公式SNS等を通じ、オンラインカジノの違法性について広報啓発を実施する。また、オンラインカジノが関係する「もうけ話」への注意喚起等を実施する。
- こども家庭庁は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」（令和6年9月こども政策推進会議決定）に基づき、関係省庁、地方公共団体、関係団体等と連携して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2月～5月）や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）等において、青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットや非行防止教室等を通じて青少年や保護者に対して、青少年によるインターネットの安全利用やオンラインカジノの違法性について広報啓発を実施する。
- 総務省は、青少年がオンラインカジノにおける賭博行為の違法性を認識することな

く、オンラインカジノサイトにアクセスしてしまうこと等のないよう、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」に注意喚起を盛り込むことにより、青少年に対する広報啓発を実施する。

- 文部科学省は、青少年をインターネット上の有害情報から守ることに関するシンポジウムの開催等を通じて、オンライン上で行われる違法行為等に関する周知・啓発も含めて、青少年がインターネット等を適切に活用できるようにするための取組を推進する。また、関係省庁等と連携の上、学校等に対し、インターネット上の有害環境から青少年を守ることに資する資料の提供等を行い、青少年への教育・啓発を推進する。

【目標と具体的取組】

- 総務省は、プラットフォーム事業者等に対して、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」に準じた適切な対応を取るよう、普及啓発を実施。
- 総務省は、情報流通プラットフォーム対処法を早期施行し、大規模プラットフォーム事業者における違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化を推進。
- 関係省庁は、オンラインカジノサイト等のフィルタリングに係る現行の運用状況について実態調査を進めるとともに、フィルタリングの普及啓発等を実施。

(1) 現状と課題

オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の必要性が指摘されているところ、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（通信分野の4つの業界団体により構成される民間団体が作成）においては、「違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為」が禁止事項（サーバーからの削除対象事項）として定められている。令和5年6月の「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」の改訂により、当該禁止事項に、オンラインカジノの広告の表示やオンラインカジノを紹介するサイトの開設等の行為が含まれる旨明記された。

また、令和6年5月に公布された情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）による改正後の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）のことをいう。）では、インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、当該削除等の運用状況の透明化に係る措置等を義務付けている。

そのほか、オンラインカジノサイトとそのリーチサイトへのアクセスを制限する手段の一つとして、フィルタリングの活用が考えられるところ、フィルタリングについて、青少年保護の観点では、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話事業者及び代理店に対して、契約者又は端末の利用者が青少年（18歳未満）の場合、契約時にフィルタリングサービスの必要性等の説明やフィルタリングの有効化措置の実施を義務付けている。また、一般の利用者保護の観点では、大手携帯電話事業者やセキュリティ対策ソフト事業者において、フィルタリングサービスの提供や、ユーザーがアクセスしようとする際に警告を発出する機能を備えたサービスの提供が行われている。

ギャンブル等依存症の治療に活用されているギャンブル障害の「標準的治療プログラム（第2版）」の中では、ギャンブルへのアクセスを制限する方法の一つとして、患者にスマートフォンの解約や所有の仕方を検討してもらうことが記載されているところであるが、今後、総務省において行われるフィルタリングの普及啓発の内容を踏まえ、フィルタリングが治療にも活用されるよう医療従事者への周知が必要である。

(2) 今後の取組内容

総務省は、以下の取組を実施する。

- プラットフォーム事業者等に対し、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」やその解説に準じた適切な対応をとるよう、普及啓発を実施。
- 情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けて準備を進めるとともに、施行後においては、大規模プラットフォーム事業者による違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化が図られるよう、適切な運用を推進。
- オンラインカジノサイト等のフィルタリングに係る現行の運用状況について、事業者の実態調査を実施する。また、関係省庁と連携し、フィルタリングの普及啓発を実施するとともに、フィルタリング導入率の向上を図るため、電気通信事業者等への働き掛けを実施。

厚生労働省は、ギャンブル等依存症の治療の現場において、オンラインも含めたギャンブルへのアクセスやスマートフォンによる支払を制限する方法の一つとして、必要に応じ、患者にスマートフォンの所有の仕方を検討してもらうほか、フィルタリングの活用についても検討されるよう、関係省庁と連携しつつ、医療従事者に対するフィルタリングの周知を実施。

4 オンラインカジノへの送金等を抑止するための事業者等への警告、要請等【警察庁・金融庁・経済産業省】

【目標と具体的取組】

関係省庁は、事業者を介したオンラインカジノへの送金及びオンラインカジノでのクレジットカード決済を抑止するため、事業者等に対する警告、要請等を実施。

(1) 現状と課題

金融庁は、オンラインカジノと思われるウェブサイトに賭金の振込先として表示されている口座等の情報提供を受けた場合、当該口座の名義人に対し、照会書を発出するなどして、無免許・無登録で為替取引を業として営む者であるか確認するなど事務ガイドラインに基づく対応を行っているほか、預金取扱金融機関に対し、上記口座についての情報提供をすることがある旨を周知の上、口座が開設された預金取扱金融機関に情報提供を実施している。

経済産業省は、警察庁等からオンラインカジノを利用した賭博が犯罪であるとの注意喚起が行われたことを踏まえ、クレジットカード会社に対して、クレジットカード利用者に当該注意喚起を周知するよう要請している。また、警察庁と連名で、クレジットカード会社に対して、クレジットカード利用者がオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合は決済を停止するよう要請している。くわえて、国際ブランド会社に対して、日本国内向けにオンラインカジノの運営を行っている事業者を確認した場合はクレジットカード決済網から排除するよう要請している。

(2) 今後の取組内容

関係省庁において、以下の取組を実施する。

- 警察庁、金融庁及び経済産業省は、連携し、オンラインカジノへの送金及びオンラインカジノでのクレジットカード決済を抑止するため、事業者等に対して注意喚起を実施する。
- 金融庁は、引き続き、提供を受けた情報を前提に上記の取組を継続し、オンラインカジノへの送金を仲介し、無免許・無登録で為替取引を業として営む者の把握及び防止に努める。
- 経済産業省は、クレジットカード会社に対する注意喚起に加え、警察庁等から情報提供を受けた場合、クレジットカード会社及び国際ブランド会社に対して当該情報を提供するとともに、クレジットカード決済網からの排除などの対応を推進するよう要請する。